## 「学校の復興とまちづくりに関する調査研究」報告書

- 東日本大震災の津波被害からの学校施設の復興プロセスの記録と検証 -

平成 26 年 3 月



国立教育政策研究所文教施設研究センター 国立教育政策研究所文教施設研究センター NIER 「学校の復興とまちづくりに関する調査研究」研究会

#### はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震に続いて発生した巨大な津波により、東北地方及び関東地方の太平洋岸の学校を含めた地域全体に甚大な被害をもたらしました。

この津波被害により学校施設の移転等が必要となった学校の復興に当たり,地域コミュニティの拠点として学校の再建を進めることで,各地に分散している住民が学校周辺に戻ることが可能となり,地域の絆やコミュニティが復活し,ひいては被災地全体の復興につながるとの考えの下,文部科学省から「学校からのまちづくり」が提唱されました。

さらに、「学校からのまちづくり」を推進するため、文部科学省と農林水産省、国土 交通省が連携し、被災自治体の取組を総合的に支援するための施策として「学校の復興 とまちづくり」が取りまとめられ、平成23年12月6日に公表されました。

その一方で、津波被害により甚大な被害を受けた自治体では、学校の復興やまちづくりに関する専門家やノウハウの不足が指摘されていました。

国立教育政策研究所では、このような状況に鑑み、学校やまちづくりの専門家を被災自治体に派遣するなど学校の復興とまちづくりに関する取組を支援するとともに、津波被害を受け学校施設の移転等を検討している学校の実態調査を行い、そこから得た知見を他の自治体等へ情報発信するため、日本建築学会、日本都市計画学会、日本都市計画家協会の協力を得るとともに、農林水産省、国土交通省及び文部科学省からオブザーバーの参加を得て、平成24年2月6日に「学校の復興とまちづくりに関する調査研究」研究会を設置しました。

本研究会では、東日本大震災の津波被害を受け学校施設の移転等を検討している 53 校の公立学校を対象に移転計画等などの復興プロセスに関する実態を把握するためのアンケート調査、更に学校施設の移転先等が決定している五つの学校のヒアリング調査を行うとともに、津波被害を受け学校施設の移転を計画している石巻市からの要請に基づき、二つの学校の基本構想を取りまとめるために学校とまちづくりの専門家の派遣を行い、そこから得られた知見から「学校再開までの課題と対応策」と「学校の復興とまちづくりの課題と対応策」を検証し、このほど「東日本大震災の津波被害からの学校施設の復興プロセスの記録と検証」として、報告書を取りまとめました。

なお、本研究会委員に共通して、「いまだ津波で壊滅的な被害を受けた地域は復興の 過程にあるため、各委員の専門的な知見をできる限り伝え復興の一助としたい。」との 思いがあり、その思いを本報告書の附帯資料として収めています。

本報告書が被災自治体の復興と今後津波が想定されている地域の備えの一助となることを期待します。

国立教育政策研究所文教施設研究センター「学校の復興とまちづくりに関する調査研究」研究会

1. 調査研究の	の背景	1
(1)公立等	草校施設の被害状況	
(2)学校 <i>0</i>	つ復興とまちづくりに関する国 (3省連携の取組) の方策	
(3)学校の	)復興とまちづくりに関する取組への支援体制等の構築	
2. 津波被害	による学校施設の移転計画等に関する調査	2
(1)アンケ	<i>r</i> ート調査	
(2)ヒアリ	リング調査	
3. 学校再開 <sup>.</sup>	や学校施設の再建計画に関する検証	2
(1)移転等	<b>等を計画している学校施設の被害について</b>	
(2)学校再	<b>写開時の対応について</b>	
(3)再建計	†画に関する対応について	
4. 学校施設(	の移転を計画している自治体への専門家派遣	9
(1)石巻市	からの支援依頼について	
(2)石巻市	うへの支援について	
(3)基本標	<b>も想の概要</b>	
5. これまで	明らかになった課題と対応策	1 5
(1)学校再	<b>列開時の課題と対応策</b>	
(2)学校 <i>0</i>	)復興とまちづくりの課題と対応策	
【参考資料編】	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4.0
	の復興とまちづくりに関する調査研究	18
	本大震災の津波被害による学校施設の移転計画等に関する実態調査 交の復興とまちづくり」に関する専門家派遣事業について	
	父の復興とまらづくり」に関する専門家派追事来について D復興とまちづくり-3省連携による復興支援-	5 9 6 2
多有4 子仪(	7後典とより フトット3 自建勝による後典又振-	0 2
【附帯資料編】		
小野田泰明	「東日本大震災からの地域再生と学校の復興の現状から」	6 5
小林 英嗣	「'教育施設の再建・復興とまちづくり支援'への姿勢と活動」	6 9
後藤春彦	「場所を再生産する拠点としての学校の復興」	7 1
竹内直文	「学校の復興とまちづくりの連携への期待」	7 3
長澤悟	「東日本大震災からの学校施設の復興支援に携わって」	7 5
葉養 正明	「学校の再開と復興を見つめて」	7 9
渡会 清治	「学校とコミュニティの連動復興について」	8 1
和田 章	「戦後の復興に比べ難しい東日本大震災からの復興」	8 3
(五十音順	- 敬称略)	

#### 1. 調査研究の背景

#### (1)公立学校施設の被害状況

東日本大震災では、地震及び津波により全国の公立学校で 6,484 校の施設が被害を受けた。このうち、平成 25 年 11 月末現在、公立学校施設の災害復旧事業として国庫補助申請予定の学校\*が 2,310 校となっており、2,161 校 (94%) が既に事業を完了している。なお、事業が未完了となっている学校についても、応急仮設校舎や他の学校等での間借りにより教育活動は再開している。

また、津波被害地域に所在し、地域の復興計画等と一体的な検討が必要となる学校 や避難指示区域に所在する学校等は、事業完了まで時間を要する見込みである。

※避難指示区域に所在する学校等は除く

(資料提供:文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室)

#### (2) 学校の復興とまちづくりに関する国(3省連携の取組)の方策

文部科学省と農林水産省,国土交通省が連携し、被災自治体の取組を総合的に支援していく施策として「学校の復興とまちづくり」を平成23年12月6日に公表した。

「学校の復興とまちづくり」では、次の観点から、3省の施策を組み合わせて被災地の復興を総合的に推進することとしている。(参考資料編p62参照)

- 1. 学校を含む被災地全体の移転, 嵩上げによる安全・安心な立地の確保
- 2. 学校施設と公益的施設とを複合化することにより、生涯学習や防災機能等の地域コミュニティの拠点の形成
- 3. 地域の実情に応じた防災機能・エコ対策の強化

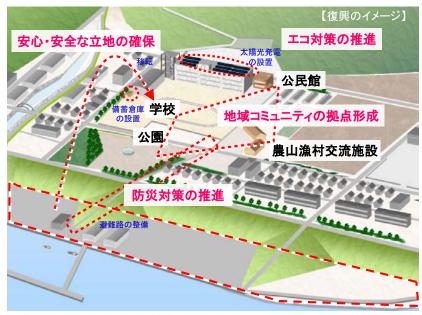


図 3省連携による「学校の復興とまちづくり」のイメージ (資料提供:文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室)

#### (3) 学校の復興とまちづくりに関する取組への支援体制等の構築

津波被害により甚大な被害を受けた自治体では、学校の復興やまちづくりに関する 専門家やノウハウの不足が指摘されていた。

このような状況に鑑み、国立教育政策研究所では、津波被害を受けた学校の実態を 把握し、課題や対応策等を検討するとともに、津波被害により学校施設の移転等を計 画している被災自治体の取組を支援するため、学校やまちづくりの専門家を被災自治 体に派遣できる体制を整えた。(参考資料編 p18 参照)

#### 2. 津波被害による学校施設の移転計画等に関する調査

東日本大震災の津波被害を受け学校施設の移転等を検討している 53 校の公立学校を 対象として、被害状況や学校再開の状況、再建計画策定などの復興プロセスに関する実 態を把握するため、アンケート調査を実施した。更にこのアンケート調査により移転計 画等が決定していることが分かった五つの学校のヒアリング調査を実施した。

なお,このアンケート調査は,震災後,初めての授業再開時点から平成25年1学期時点の状況を調査したものである。

#### (1) アンケート調査 (平成 25 年 5 月実施)

津波被害を受け学校施設の移転等を計画している公立学校(53 校)を対象として,被害状況や学校再開の状況,再建のプロセス等についてアンケート調査を実施した。

#### 【アンケート項目】 (参考資料編 p20~43 参照)

津波による被害状況, 震災後初めての学校再開及び平成 25 年 1 学期の授業等の状況, 再建計画等の内容及び決定プロセス, 検討体制, 進捗状況など

#### (2) ヒアリング調査 (平成 25 年 8 月 6 日~22 日)

具体的に学校施設の移転先等が決まっている五つの事例を対象に学校設置者及び まちづくり担当部局に対して、ヒアリング調査を実施した。

#### 【ヒアリング対象事例】(参考資料編 p44~58 参照)

事例調査1 複数の地区を集約して高台に移転する計画

事例調査2 高台の公共施設等の集積地区に移転する計画

事例調査3 近隣の小学校に併設して被災した中学校を移転する計画

事例調査4 津波に対する多重防御を行い現地再建する計画

事例調査5 土地区画整理事業区域内に小中一貫教育校として移転する計画

#### 3. 学校再開や学校施設の再建計画に関する検証

津波被害を受け学校施設の移転等を計画している公立学校に対する実態調査の結果を 基に、学校再開や移転計画等に関する対応状況などについて整理した。

#### (1)移転等を計画している学校施設の被害について

津波被害を受け移転等を計画している公立学校においては、校舎、体育館、校庭のいずれかが浸水しており、このうち校舎の2階床上以上に浸水した学校が約5割となっており、甚大な被害を受けている。

#### 1) 校舎の浸水状況

• 1階床上以上に浸水した学校 53校

2階床上以上に浸水した学校

28 校

1階床上以上,2階床下以下に浸水した学校

#### 2) 体育館の浸水状況

・ 床上以上に浸水した学校 49 校

#### 3) 校庭(主にグラウンド)の浸水状況

• 浸水した学校

53 校

#### (2) 学校再開時の対応について

#### 【校舎】

- ○震災後,初めての授業再開は,他校に間借りして対応した学校が多くあったが,応 急仮設校舎の整備や学校の統廃合が行われた結果,他校に間借りしている学校は減 少している。
- ○他校に間借りしている学校については、スペースが狭隘(少ない),特別教室等の使用に時間的制約があるなどの課題があるが、学校間で連絡・調整を密に行うなどの工夫により対応している。
- ○応急仮設校舎については、音の反響、室温調整、スペースが狭隘(収納スペース不足等)などの課題があるが、床にカーペットを敷く、スペースの狭さを補うため電子黒板を導入するなどの工夫により対応している。

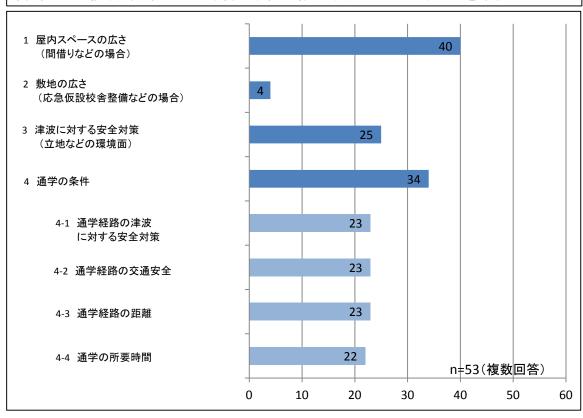
#### 【運動スペース】

○震災後,当初は屋内運動場が避難所となり使用できなかった学校や,屋外運動スペースが仮設住宅の用地になり使用できない学校があったが,他校との共用や市民運動場の活用,仮設グラウンドの整備等により運動スペースを確保している。

#### 1) 再開場所の選定

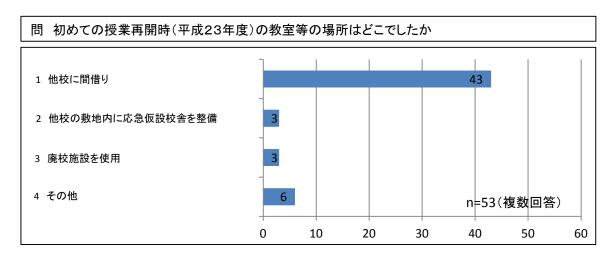
- 授業を再開するための施設や場所については、屋内スペースの広さ(40校), 通学の条件(34校),津波に対する安全対策(25校)を考慮して選定されている。
- また,通学条件の検討においては,通学路の津波に対する安全対策,通学路の 交通安全,通学の距離・時間を考慮して選定されている。

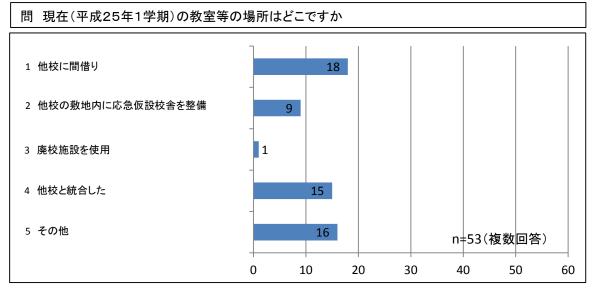
#### 問 初めての授業再開時(平成23年度)の施設や場所の選定にはどのようなことを考慮しましたか



#### 2) 校舎の確保

- 移転等を計画している学校のうち、震災後、初めての授業再開を他校に間借り して対応した学校が約8割(43校)あったが、応急仮設校舎の整備や学校の統 廃合により、平成25年1学期には約3割(18校)となっている。
- 他校に間借りしている学校においては、使用できるスペースが狭い(少ない) ことや特別教室等の使用に時間的制約があること、通学に時間がかかることが 課題として挙げられた。
- 他校に間借りするに当たっては、授業を円滑に行うため、間借り先の学校との連絡・調整を密に行うなどの対応が行われている。

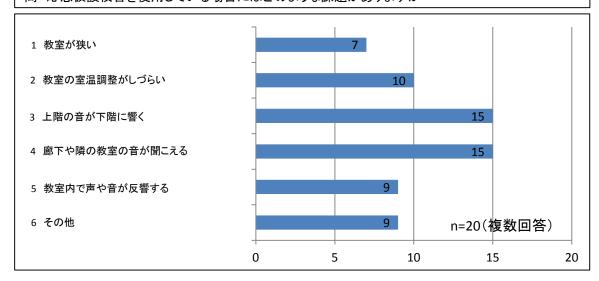




#### 3) 応急仮設校舎

• 応急仮設校舎では、教室内で音が反響する、上階の音が響くなど音に関する課題が多く、その他に教室の室温調整やスペースの狭隘(収納スペース不足等)が課題として挙げられた。応急仮設校舎の使用に当たっては、床にカーペットを敷く、椅子の脚にテニスボールを付けるなどの音対策や、スペースの狭さを補うため電子黒板を導入するなどの工夫がされている。

#### 問 応急仮設校舎を使用している場合にはどのような課題がありますか



#### 4) 運動スペースの確保

- 屋内の運動スペースは, 震災後初めての授業再開時に何らかの屋内運動スペースが確保できた学校が 40 校, 全く確保できなかった学校が 13 校であったが, 平成 25 年 1 学期には全ての学校で何らかの屋内運動スペースが確保できている。
- 屋外運動スペースは, 震災後初めての授業再開時に何らかの屋外運動スペース が確保できた学校が 40 校, 全く確保できなかった学校が 13 校であったが, 平 成 25 年 1 学期には全ての学校で何らかの屋外の運動スペースが確保できてい る。
- 運動スペースの確保については、他校との共用や市民運動場の活用、仮設グラウンドの整備等により対応しているが、スペースの広さなどが課題として挙げられた。

#### 5) その他

- 通学手段の確保として、震災後初めての授業再開時に新たにスクールバスを導入した学校は26校あった。
- スクールバスの運行が困難な場合、通学費を補助している学校もあった。
- ヒアリング調査では、児童・生徒の避難先が分散しているため複数ルートの運行が必要である、スクールバスの送迎時間があるため部活等に時間的制約があるなどの課題が挙げられた。

#### (3) 再建計画に関する対応について

- ○学校施設の再建計画等の検討に当たっては、多くの学校において、まちづくり担当 部局との連携が図られている。また、地域住民の意向を取り入れるため、アンケー ト調査や検討会等を設置している学校も多い。
- ○移転を計画しているほとんどの学校で再建計画等が決定されており、地域の防災拠点としての整備や他の施設との複合化や併設を検討している学校もある。また、学校を地域の核と位置付け、まちづくりと一体的に再建計画等を進めている学校もある。
- ○学校施設を移転整備するための課題としては、用地交渉・取得に関することが多く、 土地価格の乖離等により地権者の合意が得られないこと、地権者が複数いて手続に 時間を要すること等が課題として挙げられた。

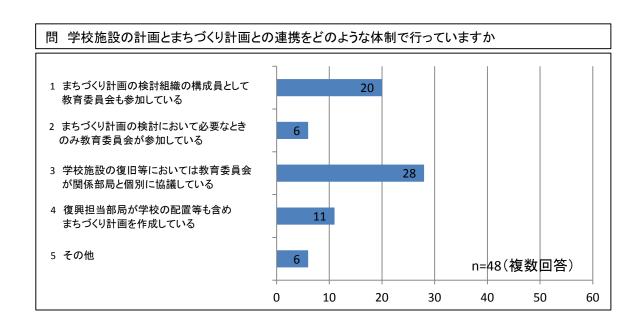
#### 1) 学校施設の再建計画とまちづくり

#### ① 学校施設の再建計画の検討状況

- アンケート調査時点の学校施設の再建計画の検討状況は,移転を検討している 学校が38校,現地で改築等を検討している学校が2校,統合先の校舎利用を 検討している学校が4校,既に統合先や既存校舎を復旧して再建した学校が5 校,方針が決定していない学校が4校となっている。
- 既に統合先や既存校舎を復旧して再建した学校を除く 48 校では、移転計画や 統合のほか、小中一貫教育校や小中併設校とすることを検討している学校が 13 校あった。

#### ② 学校施設の再建計画とまちづくり計画との連携体制

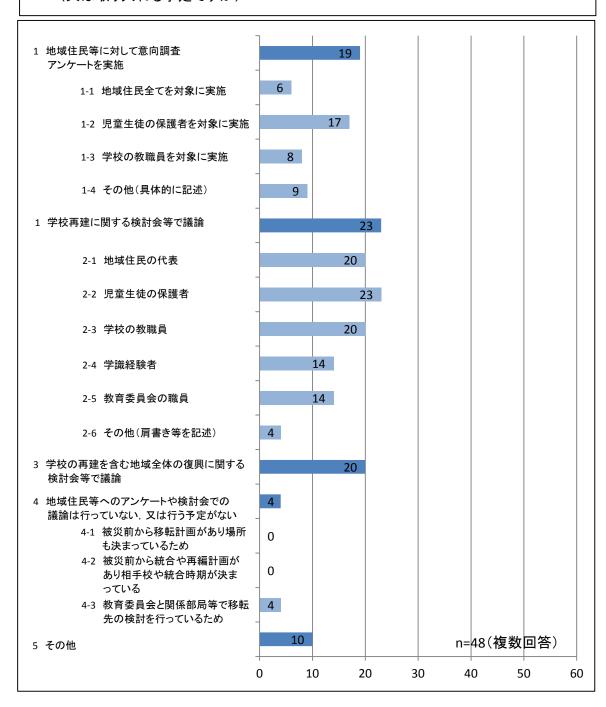
- 学校施設の再建計画の検討に当たっては、まちづくり計画の検討組織に教育委員会が参加することや関係部局と教育委員会が個別に協議するなど、津波被害を受けて移転等を検討している全ての学校(53 校)においてまちづくり計画との連携体制が構築されている。
- また,復興担当部局が学校の配置等も含めてまちづくり計画を作成している学校が11校あった。



#### ③ 関係者の意向調査及び検討会等の実施状況

- 学校施設の再建計画等を決定する際に地域住民等に対して意向調査アンケートを実施した学校は19校となっている。
- 学校再建に関する検討会等を設置し検討した学校は23校あり,検討会等には, 地域住民の代表や保護者,学識経験者等が参加して検討が行われている。
- また, まちづくり部局と学校設置者が連携して, 学校の再建を含めたまちづくりに関するアンケート調査を行っている事例もあった。
- ヒアリング調査では、住民の意向を正確に把握するため、アンケート調査の結果を検証し、対象者を広げて再調査を行うなど工夫している事例がみられた。

#### 問 学校施設の再建方針決定等において地域住民の意見をどのように取り入れていますか (又は取り入れる予定ですか)



#### ④ 他の施設との複合化や併設の検討

- 地域の防災拠点として防災機能強化を計画している学校が20校あり、保育所 や放課後児童クラブ、地域連携スペース等の施設との複合化や併設を計画して いる学校が5校あった。
- ヒアリング調査では、学校や地域を維持していく方策として、魅力ある学校づくりを目指すとしている事例が多くみられた。その柱として小中一貫教育校や小中併設校、保育所等との連携、地域コミュニティの拠点機能を整備するなど特色ある学校づくりが計画されている。

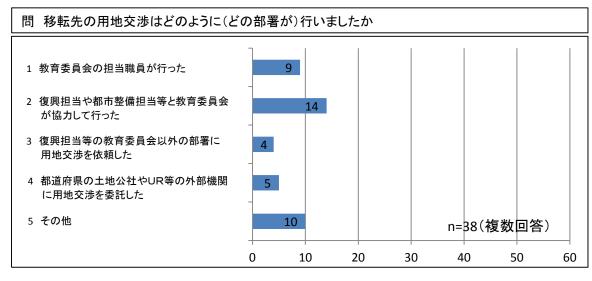
#### 2) 学校施設の移転計画等の進捗

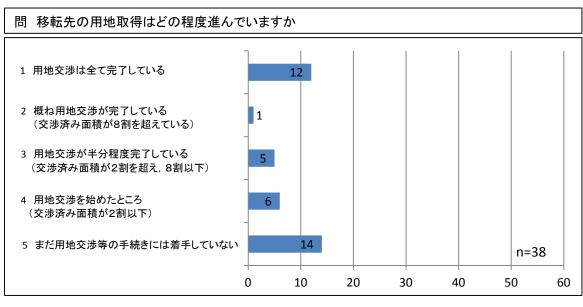
#### ① 移転場所の決定状況

- アンケート調査時点で移転先の用地が範囲も含め決定している学校が13校,移転先は決定しているが範囲が決定していない学校が19校,移転候補地はあるが決定していない学校が6校となっている。また、学校施設の移転を集団防災移転事業と一体で計画している学校が3校、土地区画整理事業と一体で計画している学校が8校となっている。
- ヒアリング調査により、早期に災害公営住宅と学校の再建を行うため、大規模な造成を伴う土地区画整理事業と切り離して進めている事例がみられた。

#### ② 用地交渉、取得の状況

- 用地交渉については、教育委員会が行った学校が8校、復興部局と教育委員会が協力して行った学校が14校、復興担当部局や独立行政法人都市再生機構等の教育委員会以外に用地交渉を依頼した学校が10校となっており、関係部局と連携して交渉を行っている学校が多い。
- アンケート調査時点で用地交渉が全て完了している学校が12校あった。
- 学校施設を移転整備するための課題として、用地交渉や取得に関することが多く挙げられた。具体的には、土地価格の乖離等により地権者の合意が得られないことや地権者が複数いるため手続に時間を要することなどが課題として挙げられた。





#### 4. 学校施設の移転を計画している自治体への専門家派遣

#### (1) 石巻市からの支援依頼について

本研究会では、石巻市からの要請に基づき、平成25年中に二つの学校の基本構想を取りまとめるため、学校とまちづくりの専門家を派遣する支援を行った。

#### 1) 石巻の学校再建計画と検討体制について

- 東日本大震災により被災した学校施設は、「石巻市立学校施設災害復旧整備計画」(平成24年3月策定)に基づき復旧整備を行っている。
- 同計画に基づき、津波被害により移転整備が必要となった学校のうち、平成25年度に二つの学校(渡波中学校及び雄勝地区の小・中学校)の基本構想をまとめることとした。

#### 【渡波中学校】

平成28年度末までに内陸部への移転整備を計画

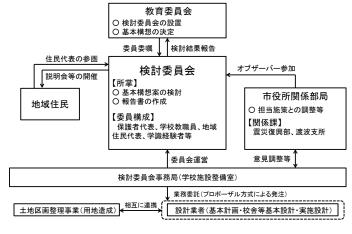
#### 【雄勝地区統合小・中学校】

地区内の3小学校と2中学校を小中併設校として移転整備を計画

• 基本構想の検討に当たり、石巻市では保護者代表・住民組織代表・学識経験者・ 学校教職員等を委員とする建設基本構想検討委員会(以下、「検討委員会」と 言う。)を設置し、新しい学校の整備について協議を行うこととした。

#### 【渡波中学校】

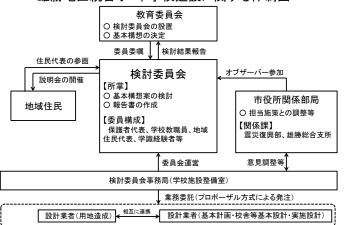
#### 渡波中学校建設に関する体制図



区 分	所属・人数	
保護者代表	父母教師会	4人
地域の有識者	地区連合会等	3人
学識経験者	国立教育政策研究所 「学校の復興とまちづくりに関する 調査研究」研究会	2人
学校関係者	校長、教頭、事務長	3人
教育長が認める者	保育所の保護者会	2人

#### 【雄勝地区統合小・中学校】

#### 雄勝地区統合小・中学校建設に関する体制図



区分	所属・人数	
保護者代表	父母教師会	4人
地域の有識者	地区会等	3人
学識経験者	国立教育政策研究所 「学校の復興とまちづくりに関する 調査研究」研究会	2人
学校関係者	校長	4人
教育長が認める者	未就学児の親	1人

#### 2) 石巻市からの要請について

- 石巻市から、学校施設を移転する学校の基本構想を検討するに当たり、まちづくりの計画を踏まえつつ、学校施設の規模や機能、内容等について、学校建築と復興まちづくりのそれぞれの観点からのアドバイス及び技術的な支援を求められた。
- 本研究会では、石巻市からの要請に応じて学校建築の専門家である長澤悟委員とまちづくりの専門家である小野田泰明委員の派遣を決定した。

#### 3) スケジュール(予定)について

• 平成 25 年度中に設計に着手するため、平成 25 年 12 月に基本構想を取りまとめることを目指し、平成 25 年 6 月から検討委員会が開催された。

#### 【渡波中学校】

平成 25 年度 建設基本構想策定

平成 25~27 年度 区画整理事業

平成 25~26 年度 建築設計

平成 27~28 年度 建設工事

平成 29 年度 供用開始予定

#### 【雄勝地区統合小・中学校】

平成 25 年度 建設基本構想策定

平成 25~26 年度 測量及び調査, 用地造成設計, 建築設計

平成 26~27 年度 用地造成工事

平成 27~28 年度 建設工事

平成 29 年度 供用開始予定

#### (2) 石巻市への支援について

各学校の検討委員会においては、長澤悟委員が委員長に選出され、議論の進め方 や事例を交えた学校建築やまちづくりの観点から助言を行うなど、先導的な役割を 果たし、基本構想を取りまとめた。

#### 1) 議論の進め方に関する助言

- 保護者,地域の代表者,学校関係者等からなる委員の思いを取りこぼさないことが重要であるとして,策定方針や骨子を作成するなど,分かりやすい議論の進め方に配慮することを提案し,実施された。
  - 基本構想策定方針の作成

教育方針や地域の要望などを参考にしつつ,基本構想の検討の方向性を 示す,策定方針をまとめた。

- ① 基本構想の目的
- ② 学校づくりのコンセプト(教育,地域,防災)
- ③ 整備方針(機能性,バリアフリー,維持管理,地域のシンボル)
- ④ 計画方針(コンセプト・整備方針を踏まえた学校に必要な機能)
- ⑤ まちづくり計画との整合性
- ⑥ 施設の規模等、スケジュール

#### ▶ 基本構想骨子の作成

分かりやすく, 思いの取りこぼしがないように議論を行い, なおかつ, 関係者全員が基本構想の全体像を確認しながら進められるよう基本構想 の骨子をまとめた。

- ① 基本構想の目的
- ② 上位計画との整理
- ③ 地域の小中学校の現状
- ④ 学校づくりのコンセプト
- ⑤ 計画方針
- ⑥ 必要諸室
- ⑦ 建設に当たっての留意事項
- ⑧ 整備計画の概要
- ⑨ 事業スケジュール
- また,委員以外の学校関係者や子供たちの関わりも重要であるとして,意見交換会等の場を設けることを提案し,それぞれ開催された。
  - ▶ 学校は教育の場であることから、教職員とどのような学校を目指し、学校づくりを行うのか、ソフト面を含めた学校づくりへの思いなどを聞くための意見交換の場を設ける。
  - ▶ 地域の将来を担う子供たちと学校づくりについて考えるワークショップ を開催する。
- その他,委員の声を取りこぼさないための環境作りを提案し,グループ討議の 場が設けられた。
  - ▶ 第2回検討委員会において「目指す学校像」の審議
  - ▶ 第3回検討委員会において「必要諸室」の審議

#### 2) 学校建築の観点からの助言

- 学校づくりが分かりやすくイメージできるように事例などを交えた情報提供を行った。なお、第1回検討委員会では、学校づくりの議論を進めるきっかけとなるよう、長澤悟委員による「最近の小中学校の整備事例について」をテーマとした講演を行った。
  - ▶ 地域コミュニティの参加事例
  - ▶ 小中一貫教育校の整備事例
  - ▶ 特色ある学校の整備事例

#### 3) 学校の復興とまちづくりの観点からの助言

- 安心して学校づくりの検討が行えるようにまちづくり計画の進捗度合いや計画の整合性などについて、当初から石巻市復興まちづくり検討会等に参画している小野田泰明委員による助言や情報提供を行った。
  - 津波対策事業・住宅等移転事業・区画整理事業の内容と進捗状況等
  - ▶ 他の自治体の事例等

#### 4) 設計者の選定に関する助言

- 敷地条件や学校の復興など難しい課題に対応できる設計者の選定方式を提案し、採用された。
  - ▶ 技術力を評価して決定するプロポーザル方式の提案

#### (3)基本構想の概要

検討委員会では、学校とまちづくりの専門家の助言などを踏まえつつ、各学校の保 護者代表・住民組織代表・学識経験者・学校教職員等による6回にわたる議論が行わ れ、新しい学校の基本構想が取りまとめられた。

#### 1) 渡波中学校建設基本構想の概要

(石巻市ホームページ 渡波中学校建設基本構想)

http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/20102000/5075/20131022170438.html

# (地域と共に夢のある楽しい学校の創造を目指して)

#### 石巻市立学校施設災害復旧整備計画

- 渡波小学校は、25年度末までに、現校舎の補修を行い現校舎を使用する。
- 渡波中学校は、28年度末までに、内陸部に移転新築する。

#### 基本構想(素案)の内容

#### 学校づくりのコンセプト

- 地区の復興の象徴となる効果的な 教育環境が整備された学校
- 伝統を未来へつなぐ、スポーツ活動 に力を入れることのできる学校
- 地域づくりの核となる、地域に開か れた学校
- 災害から子どもたちと地域住民を守 る学校
- 〇 多様化する教育内容に対応
- ・ICT環境の整備 ・調べ学習などへの対応
- 〇 スポーツ活動に十分な施設
- ・多種目に対応可能な体育館 ・武道場の整備
- ・限られたスペースを有効活 用して多くの部活動が実践 的に練習できる空間の整備
- 〇 地域住民への施設開放
- 地球環境問題への関心を高める ・地域開放とセキュリティの両立 施設
- 〇 新市街地と調和した施設

- 〇 地域と学校が一体となった活動
  - ・調理や手工芸等様々な分野で 地域人材が参画した学習活動 行える空間の整備
  - ・学校支援ボランティア等の活 動拠点となる場の整備
- 〇 防災に配慮した施設
  - ・構造部材・非構造部材の耐震性 ・地域住民の避難所としての整備
- 生徒の安心・安全の確保

#### 必要諸室

- 〇 地域との協働 ・図書室・PC室、 体育館、グラウンド、多目的教
  - 室等の開放
- 〇 地域の避難所
- ・体育館、防災備 蓄倉庫、トイレ
- 〇 スポーツ活動
- ・気軽に体力づく り等を行えるス

#### 建設にあたっての留意事項

バリアフリーな施設

・維持管理にかかる費用の低廉化

・周辺環境との調和 (新旧コミュニティや保育所等)

#### 整備計画の概要

・被災前の渡波中学校の面積を目安 (約5,800m²)

#### 施設の有効活用のために必要な事項

・特色のある教育活動の具体的 ・地域全体で子どもを育むための システム作り

開校時期:平成29年4月(予定)

#### 【参考資料】新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業概要



#### 2) 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想の概要

(石巻市ホームページ 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想) http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/20102000/5075/20131022153831.html

#### 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想(案)概要 (プロジェクト雄勝 未来へ希望の宝箱)

#### 石巻市立学校施設災害復旧整備計画

- 雄勝小学校と船越小学校は、25年4月に雄勝小学校として統合する。
- 統合した雄勝小学校と雄勝中学校は、大浜地区に小中併設校として新設する。
- 小中併設校の開校時に、大須小学校・大須中学校をそれぞれ統合する。

#### 基本構想(素案)の内容

#### 学校づくりのコンセプト

- 地区の復興の象徴となる効果的な 教育環境が整備された学校
- 小規模校の利点を活かした、小中連 携のモデルとなる学校
- 地域の歴史や文化、自然環境を大切にし、学校と地域が協力してともに歩んでいく学校
- 災害から子どもたちと地域住民を守る学校
- 〇 多様化する教育内容に対応
- ・ICT環境の整備
- ・調べ学習などへの対応
- 義務教育9年間を見通した教育・異学年交流が可能な教室配置
- ・職員室等の共用
- 〇 地域住民への施設開放
- 地球環境問題への関心を高める 施設
- 〇 周辺環境との調和

#### 一旦刀虾

- 〇 地域ぐるみで子どもを育む
  - ・地域の人とともに児童生徒が 神楽や太鼓、雄勝の自然を学 べる空間の整備
  - ・学校支援ボランティア等の活 動拠点となる場の整備
- 〇 防災に配慮した施設
- ・構造部材・非構造部材の耐震性・地域住民の避難所としての整備
- ・宿泊が可能な和室の整備
- 児童生徒の安心・安全の確保

# 必要諸室

- 異学年交流 ・多目的室、図書 室・PC室等
- 〇 教員連携
  - ・職員室、会議室
- 〇 地域との協働
  - ・図書室・P C 室、 体育館、グラウ ンド、多目的教 室等の開放

#### 建設にあたっての留意事項

・バリアフリーな施設

・維持管理にかかる費用の低廉化

・診療所、保育所、高齢者福祉施設を意識した施設

#### 整備計画の概要(合理的・コンパクト)

・大須小の面積を一つの目安(約3,000㎡)

#### 施設の有効活用のために必要な事項

・小規模校の特性を活かした教育 ・地域全体で子どもを育むためのシステ 活動の具体的な検討 ムづくり

開校時期:平成29年4月(予定

#### 【参考資料】雄勝地区統合小·中学校建設予定地周辺図



#### 3) 建設基本構想検討委員会の開催経緯一覧表

(石巻市ホームページ 渡波中学校建設基本構想検討委員会)

http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/20102000/5075/20131022170438.html (石巻市ホームページ 統合雄勝小中学校建設基本構想検討委員会) http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/20102000/5075/20131022153831.html

会議	開催日	内容
第1回	平成 25 年 6 月 9 日	・委員長及び副委員長選出 ・基本構想検討体制及びスケジュール ・学校の現状について ・基本構想策定方針(案)について
第2回	平成 25 年 7 月 8 ・ 9 日	・基本構想策定方針(案)について グループ討議
第3回	平成 25 年 8 月 7 ・ 8 日	<ul><li>・基本構想策定方針について</li><li>・必要諸室について</li><li>グループ討議</li></ul>
意見交換会	平成 25 年 9 月 2 ・ 3 日	・学校教職員を対象とした意見交換会
第4回	平成 25 年 9 月 30 日 ・10 月 1 日	・基本構想骨子(案)について ・必要諸室の検討
意見交換会	平成 25 年 10 月 5・14 日	・小中学校児童生徒を対象とした意見交換会 (ワークショップ)
第5回	平成 25 年 11 月 9・10 日	・意見交換会の報告 ・基本構想(素案)について
保護者等 説明会	平成 25 年 11 月 27・29 日	・基本構想(素案)の説明 質疑応答
第6回	平成 25 年 12 月 13 · 14 日	・基本構想(素案)保護者等説明会について ・基本構想(案)について 取りまとめ
教育長報告	平成 25 年 12 月 24 日	・長澤悟基本構想検討委員会委員長より基本構 想(案)を報告
教育委員会審議	平成 25 年 12 月 26 日	・基本構想(案)の審議・決定

#### 5. これまで明らかになった課題と対応策

東日本大震災の津波被害からの復興は、被災地域の立地条件や人的・物的な被害状況などの違いがあり、一様に扱うことはできないが、ここでは、東日本大震災の津波被害を受け学校施設の移転等を検討している53校の公立学校を対象としたアンケート調査や更にこのアンケート調査により移転計画等が決定していることが分かった五つの学校に行ったヒアリング調査及び石巻市からの要請に基づき行った学校とまちづくりの専門家派遣などにより得られた知見から、学校の復興とまちづくりに関する取組を行う際の主な課題と対応策について整理した。

#### (1) 学校再開時の課題と対応策

#### 1) 学校の応急的な再開場所の選定について

- 津波被害が沿岸部の広範囲に及んだことや,平地の少ないリアス海岸に所在する地域もあり,応急的な学校施設や住宅を設置する安全でまとまった場所を確保することが困難であった。そのため,仮設住宅等と学校の再開場所が離れている地域や仮設住宅等が広域に分散している地域があり,児童生徒の通学手段の確保が課題となった。
- 今回の調査等により、学校の再開場所の選定には、屋内スペースの広さのほか、通学の条件が考慮されていることなどから、仮設住宅等の設置場所の選定を担当する部署と連携する必要があることが明らかになった。このことを踏まえ、大規模な津波被害が想定されている地域においては、今後の災害に備え、防災担当部局や住宅担当部局と学校設置者が連携して、早期に応急的な学校施設や仮設住宅の用地等を確保できるよう事前の検討を行っておくことが重要である。

#### 2) 応急的な学校施設について

- 津波被害により甚大な被害を受けた学校は、他校に間借りや応急仮設校舎の整備などにより対応されている。特に応急仮設校舎では、音や温湿度の調整などの室内環境が課題となった。
- なお、学校施設の移転等には、今後まだ時間を要する状況にあり、長期にわたる 他校における間借りや応急仮設校舎での教育活動が続くことが課題となっている。
- 今回の調査等により、津波被害からの学校の再建には、長い時間を要することが明らかになった。このことを踏まえ、学校設置者は、今後の災害に備え、応急的に学校を再開するための事前の検討を行っておくことが重要である。
- 具体的には、応急仮設校舎の整備に当たっては、音や温湿度等について適切な教育環境が確保されるよう事前に検討することが必要である。

#### (2) 学校の復興とまちづくりの課題と対応策

#### 1) 学校とまちづくりの関係について

- 津波により甚大な被害を受け、学校施設の移転等が必要となった地域の再建に当たり、「学校の再建によって生活の再建場所を判断する」などの保護者や地域住民等の意見を受けて、学校とまちづくりの担当部局が連携して、復興計画を進めている事例がみられた。
- なお、復興の進め方は、被災状況や立地条件等の違いがあり、一様に扱うことはできないが、従来の学校とまちづくり担当の体制ではなく、震災復興として改めて体制を整えて取り組んでいる自治体もみられた。
- また、学校設置者が強いリーダーシップを取り、現地でどのような被害があり、 それに対して安全対策は何が必要か、どうすれば早く再建できるかを考え、地域 住民などの関係者への意向調査等や復興計画の策定をまちづくり部局と協力し て行うなど、迅速に復興事業が進められた事例がみられた。
- 今回の調査等により、多くの地域において、地域コミュニティを維持するためには、将来の担い手を育てる学校が不可欠であると位置づけられていることが明らかになった。このことを踏まえ、大規模な津波被害が想定されている地域においては、今後の災害に備えて防災担当部局やまちづくり担当部局等と学校設置者がこれまで以上に連携を強化して、事前に防災計画の検討等を行うことが重要である。

#### 2) 学校とまちの移転計画について

- 学校を含めた移転計画については、移転用地の確保や土地区画整理事業に時間を要することが課題となっている。
- なお,住民が地域に残り地域コミュニティの再建を行うためには,早期に住宅と学校の復興が必要であると判断し,災害復興住宅と学校の用地を土地区画整理事業と切り離して進めている事例がみられた。
- また,学校や地域を再生するための方策として,魅力ある学校づくりを目指している事例が多くみられ,具体的な方針として,小中一貫教育校や小中併設校,保育所との連携や防災拠点としての機能強化,地域開放するための機能の整備など特色ある学校づくりの取組が行われている。
- 今回の調査等により、学校の復興を地域コミュニティの再生のきっかけとする取組などが行われていることが明らかになった。このことを踏まえ、まちづくり担当部局と学校関係者が連携して、魅力ある教育の場の整備に加え、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備を図っていく必要がある。

#### 3) 専門家の参画と学校施設づくりのプロセスについて

- 津波被災により学校施設の移転を行う学校においては、単なる復旧ではなく、まちづくりとも連携した、多様なニーズに対応した新たな学校像の実現が求められている。そのためには、初期の段階から専門的な知見を活用することが有効であるが、学校設置者に十分な専門知識を有する職員の配置は少なく、今回の調査により、復興計画段階において、学校建築やまちづくりの専門家が参画している事例も必ずしも多くないという実態が明らかになっている。
- 本研究会で専門家派遣支援を実施した石巻市の事例では、学校の基本構想検討段階において、学校建築やまちづくりの専門家が参画することにより、広く関係者の意向を反映した丁寧な学校施設づくりのプロセスの導入が実現した。
- 学校の復興は迅速に進められなければならないが、今後半世紀以上にわたって地域の核ともなる学校施設づくりを検討する際に、専門家の知見を活用することや、地域住民を含む関係者の参加を保障するプロセスの導入に配慮することも重要である。

#### 4) 域内の学校施設全体の中長期的な整備方針の検討について

- 今回の調査により、学校施設の移転等を計画している多くの学校において、学校の統合や小中一貫教育校等への移行など、学校の在り方自体の見直しが検討されていることが明らかになった。今回の被災を契機に新たに統合が進められた学校においては、学校の在り方に関する意思決定に時間を必要とする事例が見られた。一方で、被災前から、地域全体の学校整備計画の検討が進められ、ある程度関係者間のコミュニケーションが図られていた地域においては、比較的計画が円滑に進められている事例があった。
- 学校施設が抱える多くの課題に的確に対応するため、各自治体が、域内の学校施設全体の中長期的な整備方針を策定しておくことは、基本的な整備条件を事前に整理することができることから、迅速な復興整備の視点からも有効であると考えられる。

#### 【参考資料編】

- 参考1 学校の復興とまちづくりに関する調査研究(国立教育政策研究所長決定)
- 参考2 東日本大震災の津波被害による学校施設の移転計画等に関する実態調査
- 参考3 「学校の復興とまちづくり」に関する専門家派遣事業について
- 参考4 学校の復興とまちづくり-3省連携による復興支援-

# 参考1 学校の復興とまちづくりに関する調査研究(国立教育政策研究所長 決定)

学校の復興とまちづくりに関する調査研究

平成24年2月6日 平成25年3月18日一部改定 国立教育政策研究所長決定

#### 1 趣旨

東日本大震災により被災した学校の復興に当たっては、安全・安心な立地の確保に加えて、地域防災や生涯学習に関する地域コミュニティの拠点となる位置づけが重要である。復興に関するまちづくり計画と学校の復興計画の連携を図ることで、学校の再生を地域の再生に結びつけることが可能となる。その一方、被災自治体では学校の復興やまちづくりに関する専門家やノウハウ不足が指摘されている。

本研究は、学校づくりやまちづくりの専門家を被災自治体に派遣し、学校の復興とまちづくりに関する取り組みを支援し、速やかな復興に資することを目的として 実施する。

#### 2 調査研究事項

- (1) 学校の復興とまちづくりに関する支援(被災自治体の要請を受けて実施)
- (2) 被災自治体の支援から得た知見の検証と他の自治体等への情報発信
- (3) その他

#### 3 実施方法

調査研究の実施に当たっては、日本建築学会、日本都市計画学会、日本都市計画 家協会が推薦する別紙の学識経験者等の協力を得て2に掲げる事項について調査研 究を実施する。なお、必要に応じて、その他の関係者の協力を求めることができる。

#### 4 実施期間

平成24年2月6日から平成26年3月31日までとする。 ただし、被災自治体の状況に応じて柔軟に対応する。

#### 別 紙

#### 学校の復興とまちづくりに関する調査研究

(五十音順・敬称略、○:研究会主査)

(委員	員)			
小里	野田	泰	明	一般社団法人日本建築学会
				(東北大学大学院工学研究科教授)
小	林	英	嗣	NPO法人日本都市計画家協会 会長
				(北海道大学名誉教授)
後	藤	春	彦	公益社団法人日本都市計画学会 会長
				(早稲田大学創造理工学部長・大学院創造理工学研究科長)
竹	内	直	文	公益社団法人日本都市計画学会 副会長
				(一般財団法人民間都市開発推進機構常務理事)
長	澤		悟	一般社団法人日本建築学会
				(東洋大学理工学部建築学科教授)
葉	養	正	明	埼玉学園大学人間学部教授·前国立教育政策研究所
				教育政策·評価研究部長
渡	会	清	治	NPO法人日本都市計画家協会 副会長
				(株式会社アールトゥ計画事務所代表)
○和	田		章	一般社団法人日本建築学会 会長
				(東京工業大学名誉教授)

注) 所属等は、平成25年3月18日現在のものである

#### (オブザーバー)

農林水産省大臣官房政策課 国土交通省都市局都市計画課 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室

なお, 国立教育政策研究所においては, 次のものが担当した

齋 藤 福 栄 文教施設研究センター長

新 保 昌 人 文教施設研究センター総括研究官(平成25年7月31日まで)

福 手 孝 人 文教施設研究センター総括研究官(平成25年8月1日以降)

#### 参考2 津波被害による学校施設の移転計画等に関する実態調査

事 務 連 絡 平成25年5月13日

関係県教育委員会教育長 殿 関係市町村教育委員会教育長 殿

国立教育政策研究所文教施設研究センター長 齋 藤 福 栄

東日本大震災の津波被害による学校施設の移転計画等 に関する実態調査への協力について(依頼)

国立教育政策研究所は,文部科学省所管の教育政策に関する総合的な研究機関で, 文教施設研究センターでは学校施設に関する基礎的・専門的な調査研究を行ってい ます。

当センターでは、文部科学省との連携のもとで、東日本大震災の津波被害を受けた地方自治体における学校の復興とまちづくりに関する取組を支援し、速やかな復興に資することを目的として、平成23年度から「学校の復興とまちづくりに関する調査研究」を実施しております。

このたび、津波による被害を受け、学校施設の移転等を検討している学校を対象として、実態調査を実施することとなりました。

ついては、標記の調査に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

#### 1. 調査対象及び回答方法等

東日本大震災の津波被害による学校施設の移転計画等に関する実態調査 記入要領及び同 対象一覧(資料1)に記載のとおり。

対象一覧に掲げる学校ごとに、アンケート様式(資料 2)のエクセルファイルに記入し、ファイル名称を「学校名. xls」に変更したものをメールに添付の上、各教育委員会担当課等から直接、下記 3 の返送先(メールアドレス)宛てに返送して下さい。

#### 2. 提出期限

平成25年5月31日(金)

#### 3. 返送及び問合せ先

返送先(メールアドレス): shisetsu@nier.go.jp

問合せ先:国立教育政策研究所文教施設研究センター

担当:新保(シンボ) tel.03-6733-6993 fax.03-6733-6966

東日本大震災の津波被害による学校施設の移転計画等に関する実態調査 記入要領

#### 1. 目的

この調査は、東日本大震災の津波で学校及びその周辺地域に被害を受けたこと 等により、学校施設の移転等を検討している学校について、検討の進め方や移転 計画を策定する際の課題の現状を取りまとめ、速やかな復興に資することを目的 とする。

#### 2. 調査対象

東日本大震災の津波で被害を受け、学校施設の移転等を検討している公立学校 (被災前から移転及び統合を検討していた学校を含む)で、下記の対象一覧に掲 げる学校とします。なお、既に他校と統合した学校については、統合前の学校ご とに回答してください。

また,対象一覧に掲げた学校以外にも移転等を検討している学校がある場合は, 当該学校についてアンケート様式(資料2)に回答の上,返送してください。

#### 3. アンケート様式への記入方法

アンケート様式(資料2)はエクセルファイルで作成しています。以下により 必要事項を記入の上,各問いに回答してください。

- (1) 学校名(被災前の学校名)を枠内に記入してください。
- (2) 被災前の学校の全児童生徒数を枠内に記入してください。
- (3) 学校設置者の県名又は市町村名を枠内に記入してください。
- (4)教育委員会で各間に回答された方(又は担当者)のお名前,所属課等名, 連絡先(電話又はメールアドレス)を「記入者(教委等)」のそれぞれの枠内 に記入してください。
  - (5) 学校の教職員において記入した内容がある場合には,「記入者(学校等)」の それぞれの枠内に(4) と同様に記入してください。
  - (6)教育委員会や学校教職員以外において記入した内容がある場合には,「記入者 (上記外)」のそれぞれの枠内に(4)と同様に記入してください。
  - (7) アンケート様式の問01~問28について,該当する項目の全てにチェックマークを入れてください。なお,記述欄がある項目には,その内容をそれぞれ枠内に記入してください。

#### 4. 返送方法

アンケート様式のエクセルファイルを被災前の学校名に変更(学校名.xls)し、メールに添付して下記の返送先(メールアドレス)宛てに送付してください。

返送先 (メールアドレス): shisetsu@nier.go.jp

提出期限:平成25年5月31日(金)

#### 5. アンケート結果の利用について

この調査は、国立教育政策研究所が文部科学省と連携して実施している「学校の復興とまちづくりに関する調査研究」として行うものであり、本調査の結果は、他の地方自治体の参考となるように調査研究報告書にとりまとめて公表する予定です。

#### 6. アンケートに関する問合せ先

国立教育政策研究所文教施設研究センター

担当:新保(シンボ) tel.03-6733-6993 fax.03-6733-6966

学校施設の移転計画等に関する実態調査 アンケート様式 【資料2】
学校名(被災前の学校名): 県or市町村名: 横災前の全児童生徒数: 人
記入者(教委等) お名前:
1. 津波による被害状況に関すること 【対象:全ての学校】 被災前の学校ごとに以下の問01~問03に回答してください (該当する項目にチェックを入れてください) 問01 校舎の浸水状況を選択してください (最も浸水被害が大きい校舎の状況)
□ 1-1 校舎の2階床上又はそれ以上に浸水した □ 1-2 校舎の1階床上まで浸水した(2階床上は浸水していない) □ 1-3 校舎は浸水したが1階床上までは浸水していない □ 1-4 校舎は浸水していない
問02 体育館の浸水状況を選択してください
□ 2-1 体育館の床上まで浸水した □ 2-2 体育館は浸水したが床上までは浸水していない □ 2-3 体育館は浸水していない
_ 問03 校庭(主にグラウンド)の浸水状況を選択してください
<ul><li>3-1 校庭が浸水した</li><li>3-2 校庭は浸水していない</li></ul>
2. 被災後初めての学校再開時の状況に関すること 【対象:全ての学校】 被災前の学校ごとに以下の問04~問08に回答してください (該当する項目全てにチェックを入れて、記述欄がある項目は枠内に記述してください)
_ 問04 初めての授業再開時(平成23年度)の教室等の場所はどこでしたか
□ 4-1 他校に間借り (相手の学校名: 学校) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
□ 4-2 他校の敷地内に応急仮設校舎を整 (相手の学校名: 学校) □ 4-3 廃校施設を使用 (使用した廃校名: 学校)
□ 4-4 その他
(具体的に記述)
5-1 屋内スペースの広さ (間借りなどの場合)
(具体的に記述)
□ 問06 初めての授業再開時(平成23年度)に屋内の運動スペースはありましたか
□ 6-1 屋内の運動スペースが何らかあった (該当する場合は以下にも回答) □ 6-1-1 他校の屋内運動場を共用・借用 □ 6-1-2 仮設の屋内運動場を整備 □ 6-1-3 学校以外の屋内運動施設を活用 (市民体育館など)

		Ш	Г	3 ての他	1 *-4* \						1
				(具体的に記	(述)						
		6-2	屋内	の運動スペー	スは全く	くなかった					1
	· _ 問(	∩7 <b>≵</b> `	п <i>ж\_та</i>	) 授業再開時	(亚成2	2年度)に長	从雷	動スペースはあ	n≠1.たか		
		7–1		の運動スペー. 1 他校のグ				る場合は以下	にも回答)		
		H						ごを一時転用)			
			7-1-	3 学校以タ				用 (市民グラ	ウンドなど)		
				4 その他 (具体的に記	1 <b>*-#</b>						]
				(共体的に記	( <u>)</u>						
	_										J
		7–2	屋外	の運動スペー	スは全く	なかった					
	· _ 問(	08 衫	Jめての	)授業再開時	(平成2	23年度)はス	クール	バスを利用しま	:したか		
		8-1	77-	-ルバスを利用	31. <i>†</i> - (	該当する場合	스(† ):	下にも回答)			
								こもスクールバス	を利用した		
				2 授業再開					<b>-</b> \		
				-ルハスは利井 .なかった理由		った(該当す	「る場合	合は以下にも回	」答)		1
			かけっけい	んかつに理せ	<b>H</b> )						
											]
								象:全ての学	交】		
				下の問09~原 チェックを入れ				は枠内に記述し	.てください)		
(HA	_ 問(			成25年1学							
		0.4	/1 L 4.4	/-88 /# io	/+n==	の単せる		玩+÷ /			
		9-1				の学校名:		学校)	<u></u>		
		9-2						手の学校名を	<u>āC</u>		
		9-3 9-4		施設を使用 と統合した		中の廃校石で 後の学校名					
		5 4	אויטו					子权》 全児童生徒数	: 人)		
								己述:	学校、	学校)	
		9-5	その作	<u>也</u>							7
		(	具体的	りに記述)							
<b>※</b> *	皮災後、	既に作	也校と	統合したため	、新たし	こ学校施設の	の整備	<b>着を行う予定が</b>	ない場合は、	問10以下^	への回答は不要です
	- 問										る課題がありますか
		10-1	屋口	内の運動スペー	ースが何	「らかある (割	亥当す	る場合には以っ	下にも回答)		
			10-1-	1 他校の屋	内運動	場を共用・値		G - 33 E 1 - 10 - 15 1	0		
				2 仮設の屋			洋田	(市民体育館	ナッナ・レ		
				4 多目的室				(川以仲月品	4C)		
				5 その他							7
				(具体的に記	!述)						
			L								_
		10-2	屋F 10-2-			るが課題があ (現状:約	うる( mª	該当する場合( <sup>)</sup>	は以下にも回答	<u>\$)</u>	
				1 仏でか誄 2 天井高か	:		m				
				2 大井高ル 3 室内の仕				•			
			10-2-	4 教室から							
			10-2-	5 その他							7
				(具体的に記	已述)						
											_

□ 10-3 屋内の運動スペースはない (該当する場合には以下にも回答)
(確保していない理由)
_ 問11 現在(平成25年1学期)は屋外の運動スペースはありますか
□ 11-1 屋外の運動スペースが何らかある (該当する場合は以下にも回答) □ 11-1-1 他校のグラウンドを共用・借用 □ 11-1-2 仮設グラウンド等を整備 (空地などを一時転用) □ 11-1-3 学校以外の屋外運動スペースを活用 (市民グラウンドなど) □ 11-1-4 その他 (具体的に記述)
11-2 屋外の運動スペースはあるが課題がある (該当する場合は以下にも回答)
□ 11-3 屋外の運動スペースはない (該当する場合には以下にも回答) (確保していない理由)
問12 現在(平成25年1学期)はスケールバスを利用していますか
(利用していない理由)  ※ 現在(平成25年1学期)も他校に間借りして授業を行っている学校のみ、問13~問14に回答してください  _ 問13 他校に間借りしている場合にはどのような課題がありますか
13-1 教室等に使用できるスペースが狭い、少ない   13-2 特別教室等の使用に時間的な制約がある   13-3 通学距離が長い、または通学に時間がかかる   13-4 その他 (具体的に記述)
問14 他校に間借りして授業を行う際に工夫していることがあれば記載してください
※ 明左(亚成25年1学期)ま応刍仮設់ 公全等で授業を行っている学校の 2、明15、明15に同父してノギさい
※ 現在(平成25年1学期)も応急仮設校舎等で授業を行っている学校のみ、問15~問16に回答してください         問15 応急仮設校舎を使用している場合にはどのような課題がありますか         15-1 教室が狭い         15-2 教室の室温調整がしづらい         15-3 上階の音が下階に響く         15-4 廊下や隣の教室の音が聞こえる         15-5 教室内で声や音が反響する         15-6 その他         (具体的に記述)
I .

	て授業を行う、教材を保管するスペースの不足を補うために電子黒板を活 用、放課後は特別教室を部室として使用している等)
	(具体的に記述)
【対象	達方針決定のプロセスや体制に関すること :全ての学校】(被災後の統合により、新たに学校施設の整備を行う予定がない場合は除く) :ごとに以下の問17~問22に回答してください
当する項目	にとに以下の同け~同22に回告していたさい 引全てにチェックを入れて、記述欄がある項目は枠内に記述してください) 学校施設の再建についてどのような計画をしていますか
. 問17 □ 17	
☐ 17	
	-4 移転や統合等の方針が決まっていない (該当する場合は以下にも回答)
	17-4-1 方針を決定する時期が決まっている (その時期:平成 年 月まで)   17-4-2 方針を決定する時期は決まっていない
	(時期が決まっていない理由)
☐ 17	−5 その他
	(具体的に記述)
	18-1-2 児童生徒の保護者を対象に実施   18-1-3 学校の教職員を対象に実施
	18-1-3 子校の教職員を対象に実施
	18-1-4 その他 (具体的に記述) -2 学校再建に関する検討会等で議論 (該当する場合は以下にも回答)
	18-1-4 その他 (具体的に記述) -2 学校再建に関する検討会等で議論 (該当する場合は以下にも回答) 18-2-1 検討会の開催回数 (これまでの開催回数: 回) 18-2-2 検討会の構成メンバー (以下の該当するものを全て選択)
18	18-1-4 その他 (具体的に記述)  -2 学校再建に関する検討会等で議論 (該当する場合は以下にも回答) 18-2-1 検討会の開催回数 (これまでの開催回数: 回) 18-2-2 検討会の構成メンバー (以下の該当するものを全て選択)  18-2-2-1 地域住民の代表 18-2-2-2 児童生徒の保護者
18 	18-1-4 その他 (具体的に記述)  -2 学校再建に関する検討会等で議論 (該当する場合は以下にも回答) 18-2-1 検討会の開催回数 (これまでの開催回数: 回) 18-2-2 検討会の構成メンバー (以下の該当するものを全て選択) 18-2-2-1 地域住民の代表 18-2-2-2 児童生徒の保護者 18-2-2-3 学校の教職員
18 	18-1-4 その他 (具体的に記述)  -2 学校再建に関する検討会等で議論 (該当する場合は以下にも回答) 18-2-1 検討会の開催回数 (これまでの開催回数: 回) 18-2-2 検討会の構成メンバー (以下の該当するものを全て選択)  18-2-2-1 地域住民の代表 18-2-2-2 児童生徒の保護者 18-2-2-3 学校の教職員 18-2-2-4 学識経験者 18-2-2-5 教育委員会の職員
	18-1-4 その他

(具体的に記述)
※ 問17において、「方針が決まっていない(17-4)」を選択した場合は、問20以下の質問への回答は不要です
_ 問20 学校施設の再建において他の施設との複合化や併設を検討していますか <u> </u>
□ 20-1 生涯学習拠点として複合化や他の施設の併設を検討している (該当する場合は以下に回答) □ 20-1-1 施設の複合化を計画している
(複合する施設名)
□ 20-1-2 他の施設の併設を計画している (併設する施設名)
20-1-3 まだ具体的には決まっていない
□ 20-2 地域の防災拠点として複合化や他の施設併設を検討している (該当する場合は以下に回答) □ 20-2-1 学校施設の防災機能強化を計画している
(整備する施設設備名)
(複合する施設名)
20-2-3 防災拠点として他の施設の併設を計画している
(併設する施設名)
20-2-4 まだ具体的には決まっていない
□ 20-3 農林水産体験を通じたコミュニティづくりの施設併設を検討している (該当する場合は以下に回答) □ 20-3-1 上記のコミュニティづくりの施設併設を計画している
(併設する施設名)
□ 20-3-2 その他
(具体的に記述)
20-3-3 まだ具体的には決まっていない
□ 20-4 上記の20-1~20-3以外の施設との複合化や併設を検討している (該当する場合は以下に回答)
□ 20-4-1 その他の施設との複合化や併設を計画している
(具体的に記述)
20−4−2 まだ具体的には決まっていない 20−5 複合化や併設の検討はしていない
(検討していない理由)
(検討していない産品)
問21 学校の再建場所は被災前の学校場所と比較してどのような場所に計画していますか
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
□ 21-1 被災前の学校場所から再建場所までの距離 (直線(水平)距離:約 km)
21-2 被災前の学校場所の標高
(校舎、屋内運動場、校庭のうち最も高い所:約 m)(同 最も低い所:約 m) □ 21-3 学校再建場所の標高(造成工事を行う場合には、計画されている造成工事後の標高)
(校舎、屋内運動場、校庭のうち最も高い所:約 m) (同 最も低い所:約 m)
(人名、圧り)と対づる、人及とグラブ取る同文 / //・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
_ 問22 学校の再建場所を検討するにあたり、通学距離、時間に関連して工夫したことがあれば記述してください
│ │ 22-1 工夫している (例えば、学校区を見直した、スクールバスの運行数を増加した等)
(具体的に記述)
✓ 「★・H ハーロウな正〉
5. 学校施設の発転計画の進捗に関すること 『計争・投転を計画』でいる学校】
5. 学校施設の移転計画の進捗に関すること 【対象:移転を計画している学校】 被災前の学校ごとに以下の問23~問26に回答してください
(該当する項目全てにチェックを入れて、記述欄がある項目は枠内に記述してください)
問23 移転先の用地は決まっていますか 
23-1 移転先の用地は範囲も含め決定している
□ 23-2 移転先は決定しているが、用地の範囲が決定していない □ 23-3 移転候補地はあるが、移転先は決定していない
│

│	
(決定していない理由)	
□ 23-5 集団防災移転事業と一体で計画している □ 23-6 土地区画整理事業と一体で計画している □ 23-7 その他	
(具体的に記述)	
 _ 問24 移転先の用地交渉はどのように(どの部署が)行いましたか	
□ 24-1 教育委員会の担当職員が行った □ 24-2 復興担当や都市整備担当等と教育委員会が協力して行った □ 24-3 復興担当等の教育委員会以外の部署に用地交渉を依頼した □ 24-4 都道府県の土地公社やUR等の外部機関に用地交渉を委託した □ 24-5 その他	
(具体的に記述)	
_ 問25 移転先の用地取得はどの程度進んでいますか	
□ 25-1 用地交渉が全て完了している □ 25-2 概ね用地交渉が完了している(交渉済み面積が8割を超えている) □ 25-3 用地交渉を進めている段階(交渉済み面積が2割を超え、8割以下) □ 25-4 用地交渉を始めたところ(交渉済み面積が2割以下) □ 25-5 まだ用地交渉等の手続きには着手していない	
問26 学校施設の移転整備を進めるにあたり、最も課題となっていることは何ですか 「	
□ 26-1 課題がある (例えば、用地取得にあたり土地価格の乖離など地権者の合意が得られない、他の公共事業等で地元業者の人員が不足していて地籍調査が進められない、財源のめどが立たずに具体的な計画が進まない、移転先について地元住民の合意が得られない、当該地域にどの程度住民が戻るかが不明なため学校の規模等が決められない、土木や建築を専門とする人材不足で検討に時間がかかる 等)	
(具体的に記述)	
□ 26-2 課題はない	
<b>財源に関すること 【対象:全ての学校(移転計画がない場合及び施設整備等がない場合は除く)】</b>	
波災前の学校ごとに以下の問27~問28に回答してください	
(該当する項目全てにチェックを入れて、記述欄がある項目は枠内に記述してください) 問27 用地取得及び造成を行う財源はどのように確保する予定ですか	
<用地取得及び造成に要する経費全体を10割として、下記について概ねの割合を記述してください。>	<b>&gt;</b>
□ 27-1 災害復旧費補助金の割合: (約 割)	
□ 27-2 復興交付金の割合: (約 割) □ 27-2 (約 1	
□ 27-2 復興交付金の割合: (約 割) □ 27-3 地方自治体の一般財源の割合: (約 割) □ 27-3 地方自治体の一般財源の割合: (約 割)	
□ 27-2 復興交付金の割合: (約 割) □ 27-3 地方自治体の一般財源の割合: (約 割)	
□ 27-2 復興交付金の割合: (約 割) □ 27-3 地方自治体の一般財源の割合: (約 割) □ 27-4 その他の財源: (約 割) □ 27-4 その他の財源: (約 割) □ 27-4 での他の財源: (約 記) □ 27-4 での性の財源: (約	
27-2       復興交付金の割合: (約 割)         27-3       地方自治体の一般財源の割合: (約 割)         27-4       その他の財源: (約 割)         27-5       財源の検討まで至っていない	
<ul> <li>□ 27-2 復興交付金の割合: (約 割)</li> <li>□ 27-3 地方自治体の一般財源の割合: (約 割)</li> <li>□ 27-4 その他の財源: (約 割)</li> <li>□ 27-5 財源の検討まで至っていない</li> <li>問28 新たに学校施設等の整備を行う財源はどのように確保する予定ですか</li> <li>&lt;学校施設等の整備に要する経費全体を10割として、下記について概ねの割合を記述してください。&gt;</li> <li>□ 28-1 災害復旧費補助金の割合: (約 割)</li> </ul>	
<ul> <li>27-2 復興交付金の割合: (約 割)</li> <li>27-3 地方自治体の一般財源の割合: (約 割)</li> <li>27-4 その他の財源: (約 割)</li> <li>27-5 財源の検討まで至っていない</li> <li>間28 新たに学校施設等の整備を行う財源はどのように確保する予定ですか</li> <li>&lt;学校施設等の整備に要する経費全体を10割として、下記について概ねの割合を記述してください。&gt;</li> <li>28-1 災害復旧費補助金の割合: (約 割)</li> <li>28-2 復興交付金の割合: (約 割)</li> </ul>	
<ul> <li>□ 27-2 復興交付金の割合: (約 割)</li> <li>□ 27-3 地方自治体の一般財源の割合: (約 割)</li> <li>□ 27-4 その他の財源: (約 割)</li> <li>□ 27-5 財源の検討まで至っていない</li> <li>問28 新たに学校施設等の整備を行う財源はどのように確保する予定ですか</li> <li>&lt; 学校施設等の整備に要する経費全体を10割として、下記について概ねの割合を記述してください。&gt;</li> <li>□ 28-1 災害復旧費補助金の割合: (約 割)</li> <li>□ 28-2 復興交付金の割合: (約 割)</li> <li>□ 28-3 地方自治体の一般財源の割合: (約 割)</li> </ul>	,
<ul> <li>27-2 復興交付金の割合: (約 割)</li> <li>27-3 地方自治体の一般財源の割合: (約 割)</li> <li>27-4 その他の財源: (約 割)</li> <li>27-5 財源の検討まで至っていない</li> <li>間28 新たに学校施設等の整備を行う財源はどのように確保する予定ですか</li> <li>&lt;学校施設等の整備に要する経費全体を10割として、下記について概ねの割合を記述してください。&gt;</li> <li>28-1 災害復旧費補助金の割合: (約 割)</li> <li>28-2 復興交付金の割合: (約 割)</li> </ul>	,

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

### 学校施設の移転計画等に関するアンケート調査結果

# 1 校舎の2階床上又はそれ以上に浸水した 28 2 校舎の1階床上まで浸水した (2階床上は浸水していない) 25 3 校舎は浸水したが1階床上までは浸水していない 0 4 校舎は浸水していない 0

10

0

20

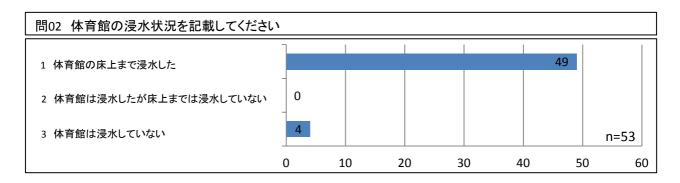
30

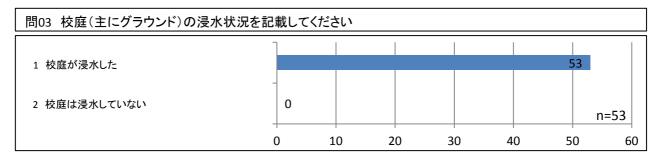
40

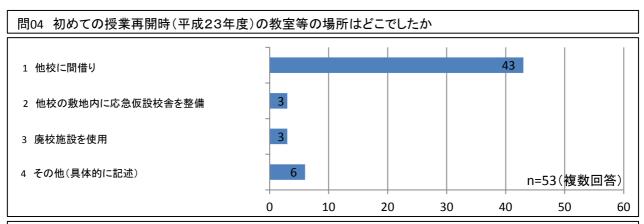
n=53

60

50



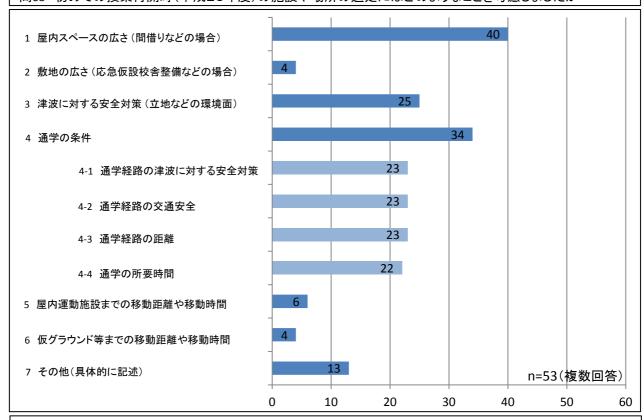




#### 【問04 4その他】

- ・県立青少年の家に間借り(2校)
- ・市庁舎に間借り(1校)
- ・他校で合同授業(2校)
- ・自校で再開(1校)

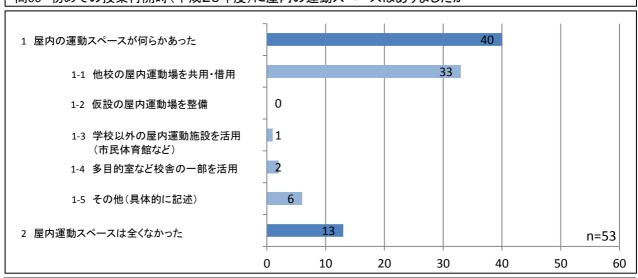
#### 問05 初めての授業再開時(平成23年度)の施設や場所の選定にはどのようなことを考慮しましたか



#### 【問05 7その他】

- ·早期の授業再開(8校)
- ・公共施設の利用(1校)
- ・児童生徒の居住地からの通学手段(2校)
- ・専門科目の実習等(2校)

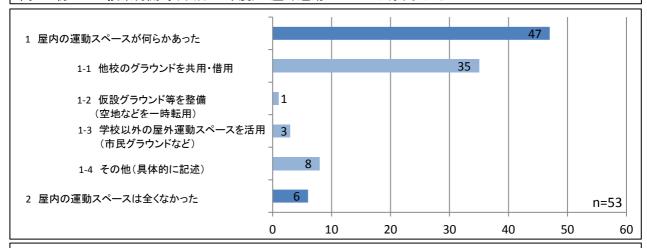
#### 問06 初めての授業再開時(平成23年度)に屋内の運動スペースはありましたか



#### 【問06 1-5その他】

- ・統合対象校の屋内運動場(1校)
- ・合同授業を行っている学校の屋内運動場(1校)
- ・廃校施設の屋内運動場を活用(2校)
- ・コミュニティセンターを活用(1校)
- ・間借り先の屋内運動場が当初は避難所となっていたため使用できなかったが2学期から使用できた(1校)

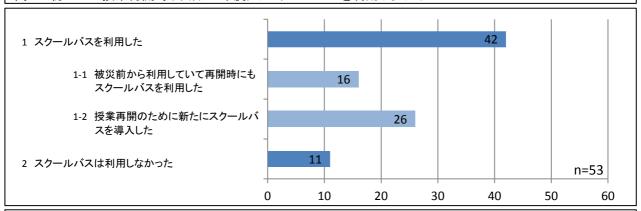
#### 問07 初めての授業再開時(平成23年度)に屋外運動スペースはありましたか



#### 【問07 1-4その他】

- ・統合対象校のグランドを使用(1校)
- ・間借り先の学校の中庭を使用(1校)
- ・間借り先の学校のグランドは仮設住等宅の用地となっていたため校庭の小スペースや中庭を使用(1校)
- ・合同授業を行っている学校のグランドは仮設住宅等の用地となっているため校庭の小スペースや中庭を 使用(1校)
- ・間借り先の学校のグランドに仮設住宅ができるまで使用(1校)
- ・廃校施設のグランドを使用(3校)

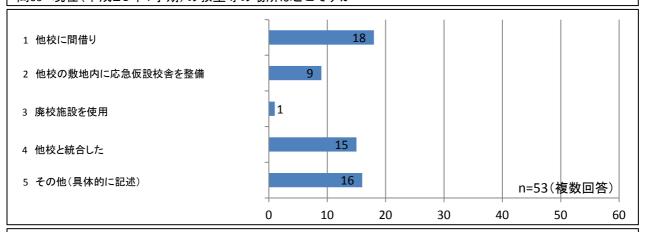
#### 問08 初めての授業再開時(平成23年度)はスクールバスを利用しましたか



#### 【問08 2理由】

- ・間借り先の学校まで徒歩や自転車で通学できる距離であったため(2校)
- ・同じ地域内で再開したため(4校)
- 自校で再開したため(1校)
- ・震災前から行っていた保護者組織による送迎バスを利用(1校)
- ・保護者による送迎(1校)
- ・避難先(住居)が広範囲に点在してスクールバスの運行が困難であるため通学費を補助(2校)

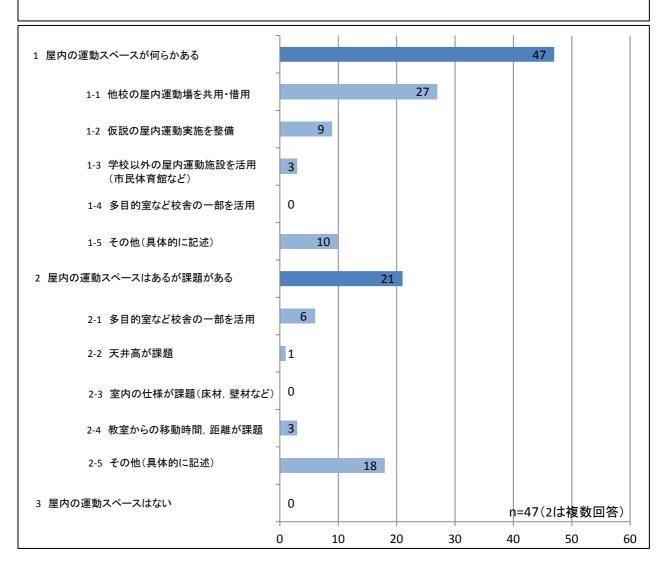
#### 問09 現在(平成25年1学期)の教室等の場所はどこですか



#### 【問09 5その他】

- ・自校の施設を復旧(4校)
- ・県立青少年の家に間借り(1校)
- ・県立研究所, 大学等の敷地に応急仮設校舎を整備(1校)
- ・市有地に応急仮設校舎を整備(9校)
- ・休園(1校)※幼稚園

#### 問10 現在(平成25年1学期)屋内の運動スペースはありますか、また、運動スペースに関する



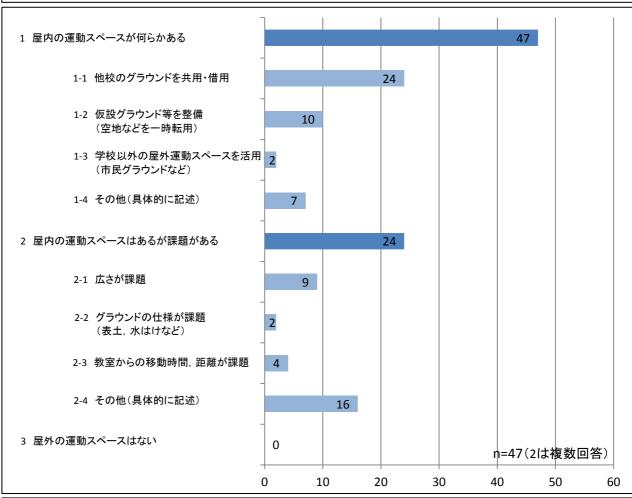
#### 【問10 1-5その他】

- ・統合先の屋内運動場(8校)
- ・合同授業を行っている学校の屋内運動場(1校)
- ・廃校施設の屋内運動場を活用(1校)

#### 【問10 2-5その他】(複数回答)

- ・他校と供用しているため、時間調整が必要(17校)
- •武道場がない(1校)
- ・物品の保管場所が不足(1校)

#### 問11 現在(平成25年1学期)は屋外の運動スペースはありますか



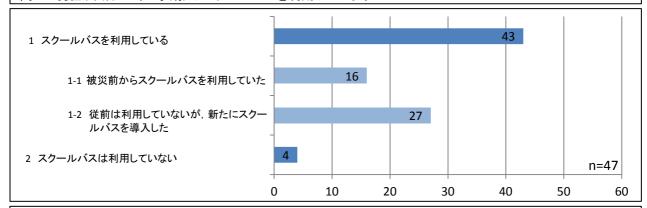
# 【問11 1-4その他】

- ・統合先のグランド(5校)
- ・合同授業を行っている学校のグランドは仮設住宅等の用地となっているため校庭の小スペースや中庭を使用(1校)
- ・廃校施設のグランドを使用(1校)

# 【問11 2-4その他】

- ・他校と供用のため時間調整が必要(10校)
- ・応急仮設校舎をグランドに設置したためスペースが不足(1校)
- ・部活動を行う設備が不足(2校)
- ・部活動を行う広さが確保できない(1校)
- ・安全面の確保(1校)
- ・中学校に間借りしているが部活動と重なるため、放課後に小学生が遊ぶスペースが確保できない(1校)

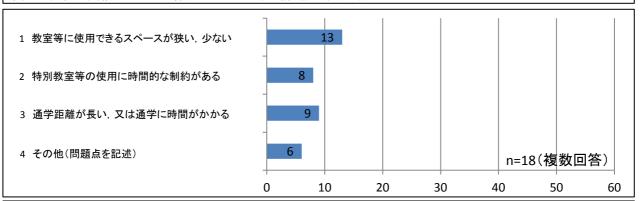
#### 問12 現在(平成25年1学期)はスクールバスを利用していますか



#### 【問12 2理由】

- ・公共交通機関が復旧したため、通学手段が確保できた(1校)
- ・同じ地域内で再開したため(2校)
- ・震災前から行っていた保護者組織による送迎バスを利用(1校)

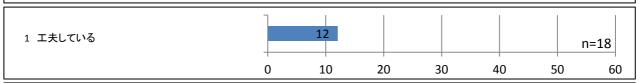
#### 問13 他校に間借りしている場合にはどのような課題がありますか



#### 【問13 4その他】

- ・備品等の保管スペースが限られている(1校)
- ・中学校に間借りしているため、設備のサイズが合わないまた小学校児童用の遊具がない(1校)
- ・間借りのため、自校のみの放送ができない(1校)
- ・居住地区が広範囲のため、スクールバス通学が多く運動の時間が短くなっている(1校)
- ・職員室、保健室、給食室などが1室で使用しているため、来客等の対応に困る(1校)
- ・理科室の水道が復旧していないまた屋外にも水飲み場がないため授業や部活動に支障が出ている(1校)

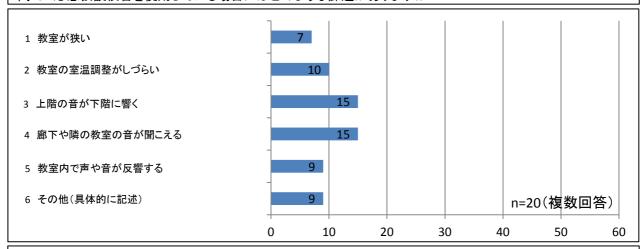
#### 問14 他校に間借りして授業を行う際に工夫していることがあれば記載してください



#### 【問14 工夫の具体例】

- ・間借り先の学校と特別教室を供用するために時間割を柔軟に調整している(3校)
- ・間借り先の学校と定期的に打合せを行うなど密に連絡・調整を行っている(2校)
- ・間借り先の学校と合同授業を行うなど交流を行っている(3校)
- ・小・中学校で授業時間が違うためノーチャームや時間の調整を行っている(2校)
- ・児童会活動・委員会・クラブ活動や支援によるイベント等を合同開催している(1校)
- ・プレハブ校舎を設置してスペースを確保した(1校)

# 問15 応急仮設校舎を使用している場合にはどのような課題がありますか



#### 【問15 6その他】

- ・収納スペースが不足している(4校)
- ・特別教室が兼用となっているため使いづらい(2校)
- ・使用頻度が高い室の傷みが早い(1校)
- ・プレハブ校舎は、外気の影響を受けやすくエアコンやストーブの光熱費が増大する(1校)
- ・プレハブ校舎は、温湿度環境の調整が課題である(1校)

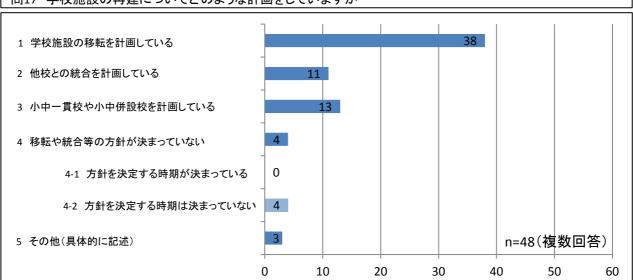
# 問16 応急仮設校舎を使用して授業を行う際に工夫していることがあれば記載してください



# 【問16 工夫の具体例】

- ・スペースの狭隘を補うため電子黒板を活用している(5校)
- ・椅子の脚にテニスボールを履かせて下階への音対策を行っている(1校)
- ・床にカーペットを敷き下階への音対策を行っている(2校)
- ・放課後の生徒会活動・部活動及び教職員会議に特別教室を活用した(1校)

# 問17 学校施設の再建についてどのような計画をしていますか



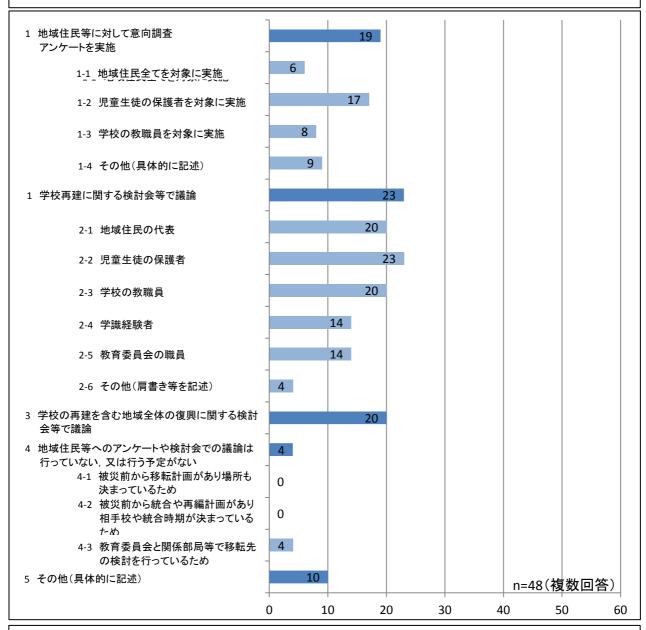
#### 【問17 4-2理由】

・地域の甚大な被害を受けており保護者等がどの学区に住宅の再建を行うかまだ不明であるため(4校)

#### 【問17 5その他】

- ・現在の校舎西側の盛土した学校敷地に改築する(1校)
- ・現在の校舎位置に1階をピロティとして改築する(1校)
- ・平成25年1学期中に移転整備が完了する(1校)※幼稚園

# 問18 学校施設の再建方針決定等において地域住民の意見をどのように取り入れていますか (又は取り入れる予定ですか)



#### 【問18 1-4その他】

- ・設計を実施する際にワークショップ形式で地域住民や学校関係者の意見を取り入れる(4校)
- ・16歳以上の地域住民(地区世帯数の10%程度を無作為抽出)を対象として実施した(3校)
- ・保護者、・地域住民との意見交換会を実施した(2校)

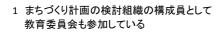
#### 【問18 2-6その他】

- •自治体関係部局課長(1校)
- •設計者(2校)
- ·学校評議委員, 地区防犯協会長, 地区体育協会長, 交通安全協会支部長, 消防団分団長, 地区婦人会長(1校)

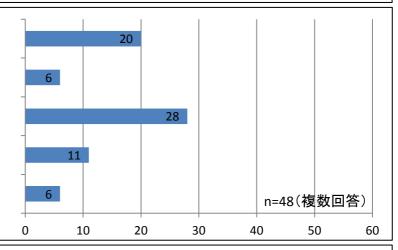
### 【問18 5その他】

- •今後, 保護者や地域住民と懇談会を開催する(3校)
- ・地域住民と小・中学校の今後の学校運営に関する懇談会を開催して意見を聴取した(2校)
- ・保護者や地域住民に統合に関する説明会を行い決定した(4校)
- ・学校設置場所の自治体の復興計画を踏まえて、再建場所を決定した(1校)※県立学校

#### 問19 学校施設の計画とまちづくり計画との連携をどのような体制で行っていますか



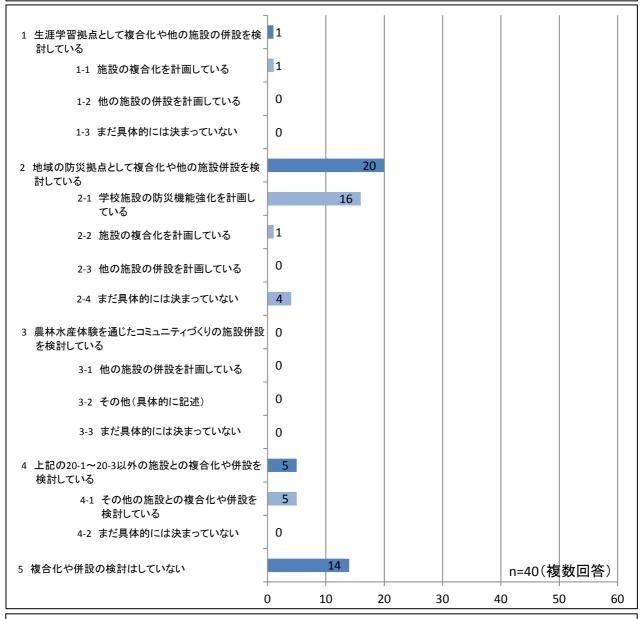
- 2 まちづくり計画の検討において必要なときのみ教育委員会が参加している
- 3 学校施設の復旧等においては教育委員会 が関係部局と個別に協議している
- 4 復興担当部局が学校の配置等も含め まちづくり計画を作成している
- 5 その他(具体的に記述)



#### 【問19 5その他】

- ・既存校舎を利用する統合を計画しているためまちづくり計画の対象としていない(3校)
- ・再建方針は決定していないが施設整備を伴わない予定であるためまちづくり計画の対象としていない(3校)

# 問20 学校施設の再建において他の施設との複合化や併設を検討していますか



#### 【問20 1-1複合化する施設名】

·総合福祉会館(1校)※幼稚園

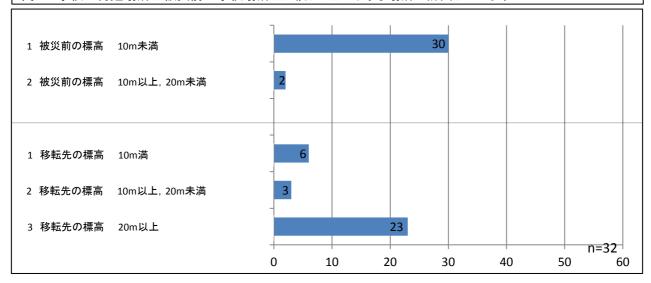
#### 【問20 2-1整備する施設設備名】

- ・避難所としての機能強化を検討(2校)
- ・防災備蓄倉庫(8校)
- ・太陽光発電設備及び防災備蓄倉庫(3校)
- ・津波防災拠点として駐車場を整備(3校)

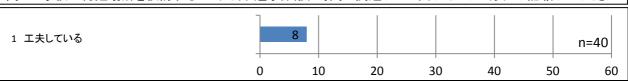
#### 【問20 5理由】

- ・まちづくり計画の中でその他公共施設の整備が計画されているため(2校)
- ・早期に再建を行うため(2校)
- ・隣接して整備するが複合化はしない(1校)
- ・複合化の検討まで至っていない(9校)

# 問21 学校の再建場所は被災前の学校場所と比較してどのような場所に計画していますか



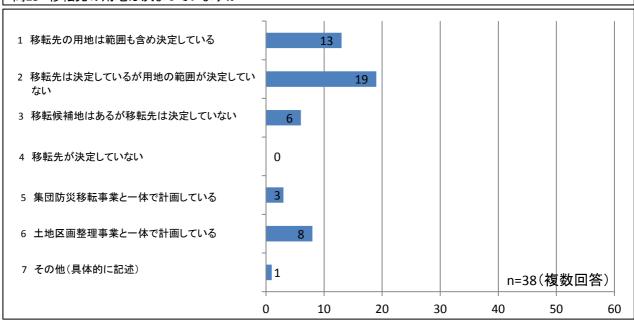




#### 【問22 1工夫の具体例】

- ・統合を検討している各学校の中間地点に移転用地を選定した(4校)
- ・統合を検討している各学校から近接する場所に移転用地を選定した(4校)

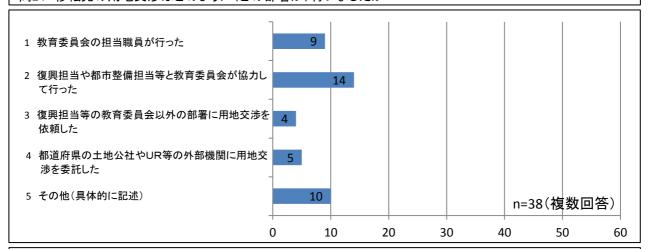
#### 問23 移転先の用地は決まっていますか



# 【問23 4理由】

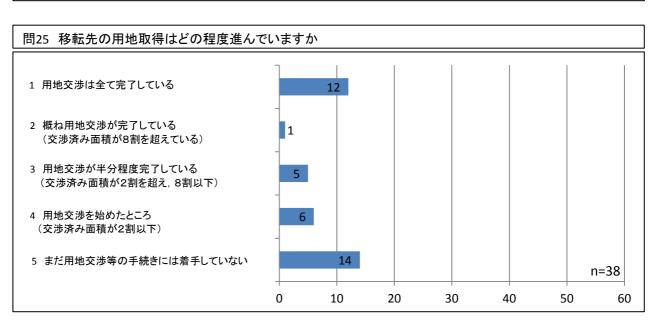
・統合先の学校を増築して移転する(1校)

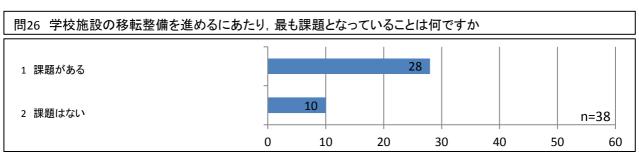
# 問24 移転先の用地交渉はどのように(どの部署が)行いましたか



# 【問24 5その他】

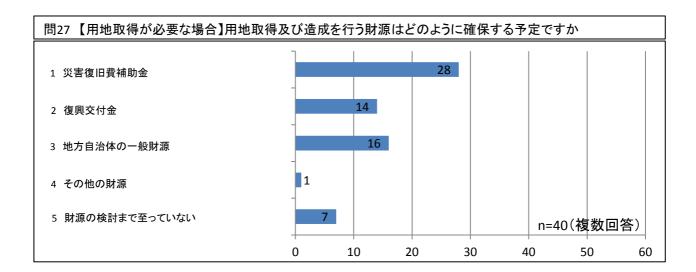
- 市有地に移転する(4校)
- ・土地区画整理事業であるため担当部署が行う(3校)
- ・移転先が決定してから調整する(3校)

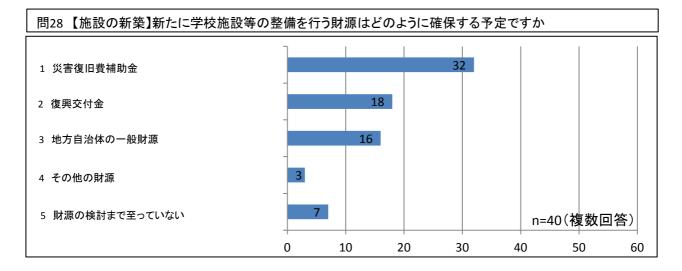




# 【問26 1課題の具体例】

- ・土地価格の乖離により合意が得られないため用地交渉が進まない(3校)
- ・所有者が複数おり所有権も明確でないため所有権確認訴訟を行い用地交渉を進めている(1校)
- ・用地取得に関する知識が必要でありまた人材も不足している(4校)
- ・用地取得に見通しがないと設計・工事のスケジュール調整が課題(4校)
- 造成で発生する残土処理の調整が課題(3校)
- ・移転先が土地区画整理事業が進まないと移転整備に着手できない(3校)
- ・移転整備に関して保護者や地域住民の合意形成が終わっていない(1校)
- ・学区外へ転居している保護者が多く生徒が減少することが見込まれる(3校)
- ・移転予定地に仮設住宅があるため仮設住宅撤去後に着手することとなる(2校)
- ・用地取得にかかる費用・期間が未定である(1校)
- ・まちづくり計画が確定していないため学校施設の移転計画が進まない(2校)
- ・多くの復旧・復興工事が行われており資材・人材の不足が懸念され早期に整備が可能となる工夫が必要(1校)





# 学校施設の移転計画等に関するアンケート調査 各問の対象学校数

# 【アンケート対象】

東日本大震災の津波被害を受け学校施設の移転等を計画している公立学校(53校)を対象に調査を 行った。

〇対象学校数 53 校

#### 1. 津波による被害状況に関すること 問01~03 【対象】

- ・東日本大震災の津波被害を受け学校施設の移転等を計画している公立学校(53校)が対象
- 〇対象学校数 53 校

# 2. 被災後初めての学校再開時の状況に関すること 問04~08 【対象】

- ・東日本大震災の津波被害を受け学校施設の移転等を計画している公立学校(53校)が対象
- 〇対象学校数 53 校

# 3. 現在(平成25年1学期)の授業等の状況に関すること 問09~12 【問09対象】

- ・東日本大震災の津波被害を受け学校施設の移転等を計画している公立学校(53校)が対象
- 〇対象学校数 53 校

【問10.11.12対象】

- ・既に統合や自校を復旧したため新たに学校施設の整備を行う予定がない学校は除く →5校(統合2校+自校復旧3校)
- ・休校中の学校を除く→1校(幼稚園)
- ○対象学校数 47 校 53 校 − 6 校

【問13, 14対象】

- ・現在(平成25年1学期)も他校に間借りして授業を行っている学校のみ→18校
- 〇対象学校数 18 校

【問15, 16対象】

- ・現在(平成25年1学期)も応急仮設校舎等で授業を行っている学校のみ→20校(他校9校+その他11校)
- 〇対象学校数 20 校 ※他校間借りと重複1校

# 4. 学校施設の再建方針決定のプロセスや体制に関すること 問17~22

【問17, 18, 19対象】

- ・既に統合や自校を復旧したため新たに学校施設の整備を行う予定がない学校は除く→5校
- ○対象学校数 48 校 53 校 − 5 校

#### 【問20.22対象】

- ・既に統合や自校を復旧したため新たに学校施設の整備を行う予定がない学校は除く→5校
- ・問17において、他校と統合と回答した学校のうち、施設整備を伴わないものを除く→4校
- ・問17において、再建方針が決定していないと回答した学校は除く→4校

〇対象学校数

40 校

53 校

-

13 校

#### 【問21対象】

- ・問17において、学校の移転を計画していると回答(17-1)した学校→38校
- ・問22において移転先が決定していないとした学校を除く→▲6校
- 〇対象学校数

32 校

38 校

38 校

\_

6 校

# 5. 学校施設の移転計画の進捗に関すること 問23~26

【対象】

- ・問17において、学校の移転を計画していると回答(17-1)した学校→38校
- 〇対象学校数

# 6. 財源に関すること 問27~28

# 【対象】

- ・既に統合や自校を復旧したため新たに学校施設の整備を行う予定がない学校は除く→5校
- ・問17において、他校と統合と回答した学校のうち、施設整備を伴わないものを除く→4校
- ・問17において、再建方針が決定していないと回答した学校は除く→4校
- 〇対象学校数

40 校

53 校

13 校

# 事例調査1 複数の地区を集約して高台に移転する計画

#### 1. 学校とまち(地区)の被災概要等

# (1) 学校の被災概要等について

- 被災前の学校位置は、海岸から約250m、標高約2mに位置していた。
- 津波により3階建ての校舎、体育館とも屋上まで浸水の被害を受けた。
- 被災時に小学校の児童は、近隣の小学校に避難した。
- 被災直後の学校再開は、近隣自治体の廃校となっている小学校に間借りしていた。平成24年1学期から自治体内隣接地区の小学校に間借りしている。また、授業再開のため、スクールバスを導入した。

# (2) 学校が設置されているまち(地区)の被災概要等について

- 当該地区は、リアス海岸で山の谷部の入り江に漁港を中心とした集落が立地している。また、 一定規模の平地もあり、小学校や住宅等が立地していた。
- 津波により平地の建物のほとんどが流出・損壊する被害を受けた。

#### 2. 学校とまちづくりに関する復興計画の概要

#### (1) 学校の復興計画の概要について

- 学校の再建場所は、既存校舎が平地にあり、壊滅したため、早期に高台移転を決めた。移転場所は、津波をはじめとする災害時の安全性、児童の過度の負担とならない通学距離、土地確保の容易性、整備の基本方針の実現性を検討して高台に住宅の移転先を確保する防災集団移転促進事業用地に隣接する場所としている。標高は約45mである。
- 整備する規模は、被災前の延べ床面積に加えて防災機能等を強化することを意図として多 目的スペースなどを確保している。
- 学校再建の整備方針は次のとおりとしている。
  - ▶校舎は、地震等への安全対策の視点から切土地盤に建設する。
  - ▶自然と共生し、環境に優しく、災害に強い施設とするため、自然エネルギーの活用を 推進するとともに、地域の防災拠点となり得るよう防災機能の整備・充実を図る。
  - ▶個性と特色のある学校づくりを推進するため、これまで行ってきた地域産業や伝統芸能を学ぶための教育活動に必要な施設・設備等を整備する。
  - ▶同地区に移転整備される保育所等との連携や保護者の利便性を考慮して隣接する 形で整備する。また、公共施設間での駐車場を供用することも検討する。
  - ▶地域に根ざし、地域に愛される学校とするため、保護者及び地域住民が利用しやすい施設の整備に配慮する。

#### (2) まちづくりの復興計画の概要について

- 小学校が立地していた地区を含む近隣の4地区を集約して移転することにより、学校施設の他、公共施設、災害公営住宅を併せて立地する地域の拠点として計画されている。
- まちの産業の中心である水産・水産加工業は沿岸部に立地しており、甚大な被害を受けた ため、防潮堤の整備などの津波対策を強化するとともに高台への避難道路を整備して安全 性を向上させ再生を行うこととしている。

#### 3. 学校とまちづくりに関する復興計画の検討・立案体制等の概要

- (1) 学校の復興計画の検討・立案体制等の概要について
  - 学校の復興計画は、自治体全体の「復興計画」と一体的に協議・取りまとめが行われた。
  - 移転予定地を含めた学校の再建に関する協議等については、まちづくりの復興と連携して 進めている。

#### (2) まちづくりの復興計画の検討・立案体制等の概要について

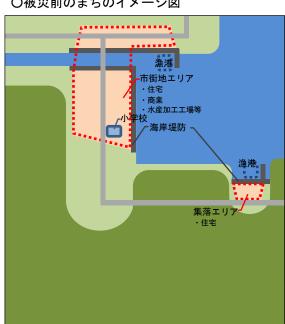
- 復興計画の策定に当たっては、学識経験者・産業関係者・国・県からなる会議を設置して検討を行い、意見等を取りまとめた。その意見等をもとに「震災復興計画」を策定した。また、町民の意見を復興計画に反映させるために「震災復興町民会議」を設置し、会議を 5 回開催した上で提言の取りまとめを行い、町に提出している。
- 地区のまちづくりについては、住民の意見調整や集落再編にふさわしい在り方の検討に取り組むために「まちづくり協議会」を設置している。協議会では、「今後の移転先と住まいに関する意向調査」、「移転候補地の土地利用計画案」などが示され、住民と意見交換等を行っている。

#### 4. 復興計画のスケジュール(予定)

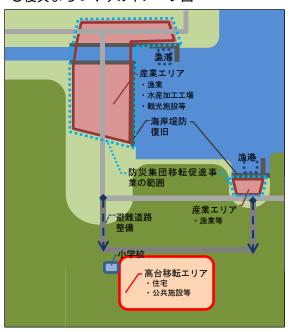
- (1) 全体の復興計画について
  - 平成23年度 復興計画策定
- (2) 学校の復興計画について
  - 平成25年度 設計着手,造成工事着手(予定)
  - 平成 26 年度 建築工事着手(予定)
  - 平成27年度 建築工事完了(予定)
- (3) まちづくりの復興計画について
  - 1) 防災集団移転促進事業について
    - 平成23年度~ 関係機関協議,事業計画検討など
    - 平成24年度 国土交通大臣同意
    - 平成25年度~ 事業着手
    - 平成27年度 事業完了(予定)
  - 2) 災害公営住宅について
    - 平成25年度~整備着手
    - 平成27年度 整備完了(予定)

# 5. 概要図

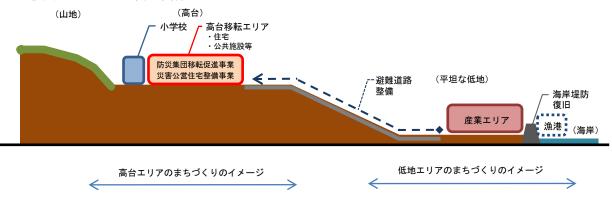
# 〇被災前のまちのイメージ図



# ○復興まちづくりのイメージ図



# ○復興まちづくりの高さ関係イメージ図



# 事例調査2 高台の公共施設等の集積地区に移転する計画

#### 1. 学校とまち(地区)の被災概要等

#### (1) 学校の被災概要等について

- 同じ地区内の津波被害を受けた小学校2校(①, ②)と被害を受けていない1校が統合して 移転する計画となっている。
- 被災前の学校位置は、①海岸から約230m、標高約3m、②海岸から約80m、標高約1.5mに 位置していた。
- 津波により①3階建ての校舎・体育館とも屋上まで、②3階建ての校舎の屋上直下、体育館の屋上まで浸水被害を受けた。
- 被災時に①小学校の児童は,近隣の高台(学校の裏山),②校舎屋上に避難した。
- 被災直後の学校再開は、同じ地区内の津波被害を受けなかった小学校に間借りしていた。 平成25年4月に3校が統合し、間借り先であった小学校の校舎を使用している。また、授業 再開のため、スクールバスを導入した。

#### (2) 学校が設置されているまち(地区)の被災概要等について

- 当該地区は、リアス海岸で山の谷部の入り江に漁港を中心とした集落が立地している。また、 一定規模の平地もあり、小学校や公共施設、住宅等が立地していた。
- 津波により建物のほとんどが流出・損壊した。また、公共施設・道路・ライフラインも壊滅的な被害を受けた。

#### 2. 学校とまちづくりに関する復興計画の概要

#### (1) 学校の復興計画の概要について

- 学校の再建場所は、高台に移転する防災集団移転促進事業に隣接する場所となっており、標高は約30mである。
- 学校の統合については、「小学校3校統合に伴う高台移転に関する請願」が各学校の父母教師会から提出され、統合による本校舎について、高台に移転新築するよう要望があったことから、住環境の整備と合わせて公共施設等の集積地区に移転整備する計画とした。
- 学校は教育の場であることに加え、地域住民にとって身近な公共施設であることから、周辺に建設される公共施設(役場支所、保育所、公民館、高齢者福祉施設等)との連携等について配慮することとしている。
- 移転計画地には、仮設住宅が設置されていることから、移転時期はまちづくりの状況を鑑み 決定することとしている。
- 今後,保護者や地域との協議を行いながら,学校施設の高台移転に向けた検討を進めることとしている。

#### (2) まちづくりの復興計画の概要について

- 役場支所などの公共施設が立地していた地域の中心地区の再建は、スポーツ施設及び中学校が立地している高台に住宅地、小学校、役場支所、保育所、福祉施設などの公共施設を集約し、住まいと一体となった新たな拠点として整備することとしている。
- 漁港を中心とした集落については、津波の浸水を受けていない高台に住宅を移転し、跡地には、漁港を中心とした土地利用を計画している。
- 住宅の高台移転については、防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業により実施することとしている。

#### 3. 学校とまちづくりに関する復興計画の検討・立案体制等の概要

- (1) 学校の復興計画の検討・立案体制等の概要について
  - 被災した学校の復旧整備については、「学校施設災害復旧整備計画策定検討委員会」を 設置して、保護者懇談会や地域説明会での意見を踏まえながら検討を進めた。
  - 策定に当たっては、「津波からの安全を確保した学校配置」、「学校の適正規模」、「より早い教育環境の正常化」の3点の考え方をもとにして検討を行った。
  - 整備計画では、三つの小学校を統合して再建する計画となっており、平成 25 年4月に3校 を新設校として統合した。なお、学校の再建までの間は、津波被害を受けなかった小学校 校舎を使用することとしている。
  - 学校の復興計画段階から、都市計画・建築計画等の専門家が参画している。

# (2) まちづくりの復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 復興計画の策定に当たっては、学識経験者などからなる「有識者懇談会」を設置して検討を 行い、取りまとめされた。また、市民各層の意見・提案を復興計画に反映させるために「市民 検討委員会」を設置し、会議を8回開催した上で意見などを取りまとめ、市に提出している。
- 地区のまちづくりについては、住民の意見調整やまちづくりの検討に取り組むために「地域 まちづくり委員会」を設置している。
- 国立大学法人と東日本大震災からの復興に係る包括連携に関する協定を結び、自治体が 設置する各種委員会に参画するとともに他の大学等機関の支援についても調整を行ってい る。

#### 4. 復興計画のスケジュール(予定)

- (1) 全体の復興計画について
  - 平成23年度 復興計画策定
- (2) 学校の復興計画について
  - 平成26年度 基本構想の策定,調査・測量(予定)
  - 平成26年度~基本計画,基本·実施設計(予定)
     平成27年度
  - 平成28年度~ 建築工事着手(予定)

#### (3) まちづくりの復興計画について

- 1) 防災集団移転促進事業について
  - 平成23年度~ 関係機関協議,事業計画検討など
  - 平成24年度~ 国土交通大臣同意, 法定手続, 調査設計
  - 平成25年度~事業着手(予定)
  - 平成27年度 事業完了(予定)

# 2) 災害公営住宅について

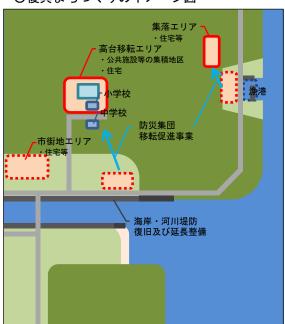
- 平成25年度~造成着手(予定)
- 平成27年度 整備完了(予定)

# 5. 概要図

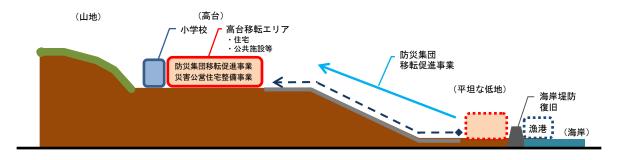
#### 〇被災前のまちのイメージ図



#### ○復興まちづくりのイメージ図



# ○復興まちづくりの高さ関係イメージ図



# 事例調査3 近隣の小学校に併設して被災した中学校を移転する計画

#### 1. 学校とまち(地区)の被災概要等

# (1) 学校の被災概要等について

- 被災前の学校位置は、海岸から約100m、標高約3mに位置していた。
- 津波により校舎は1階床上浸水、体育館は床上浸水の被害を受けた。
- 被災時に中学校の生徒は、近隣の小学校に避難した。
- ・ 被災直後の学校再開は、他地区の学校施設を共用して行った。その後、平成 24 年4月に 地区内の内陸部に位置する小学校施設を共用した。なお、平成 25 年4月に特別教室のための応急仮設校舎を整備した。また、授業再開のため、スクールバスを導入した。

# (2) 学校が設置されているまち(地区)の被災概要等について

- 当該地区は、土地利用のほとんどが住宅であり、海岸近くに水産加工業を中心とした製造業が立地していた。また、年間数十万人が訪れる海水浴場があり、多くの民宿も立地していた。
- 津波により建物のほとんどが流出・損壊する被害を受けた。

#### 2. 学校とまちづくりに関する復興計画の概要

#### (1) 学校の復興計画の概要について

- 学校の再建場所は、津波被害を受けなかった近隣の小学校に隣接する場所としている。
- 特色ある学校づくりの観点から、中学校と小学校の校舎を連結する形で整備し、小中一体型の併設校として小中学校の連携教育などを推進する。また、幼少期より小中学校との一体的な連携を推進する観点から、中学校内に保育園・放課後児童クラブを整備する。
- 避難所としての学校の防災機能について次のとおり計画する。
  - ▶ 学校に隣接して整備される高台の住宅地への避難路を整備する。
  - ▶ 災害時における非常用物資について、水・食料・毛布の他、暖房器具などの確保を図り、小学校校舎3階などに備蓄する。

#### (2) まちづくりの復興計画の概要について

- 住民の意向は、津波に対して安全な場所(高台など)への移転が多数であった。
- 地区の土地利用方針は、住宅地を高台に移転するための土地区画整理事業の実施及び 災害公営住宅の整備、学校の移転整備を行い、海岸の防災対策として海岸堤防の嵩上げ、 津波防災緑地の整備、道路の整備する計画としている。
- 山林を切り開き造成を行う土地区画整理事業は、時間が掛かる見込みであったため、災害 公営住宅整備と学校移転整備は、土地区画整理事業に含めずに隣接する敷地で整備を進 めることとしている。

#### 3. 学校とまちづくりに関する復興計画の検討・立案体制等の概要

#### (1) 学校の復興計画の検討・立案体制等の概要について

• 教育委員会が地区住民,学校関係者による意見交換を重ね,「学校のあり方」を立案し,合意を得る手法で進めた。

# (2) まちづくりの復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 自治体全体の復興計画の策定は、有識者からなる「検討委員会」を設置して検討した。その 次の段階では、具体的な取組や主要な事業を示す計画を策定するため、市内各界各層の 代表者からなる「市民委員会」を設置して検討した。
- また,復旧計画の策定においては,自治体復興本部内に作業部会を設置して調査研究を 行った。
- まちづくりの復興計画等については、独立行政法人都市再生機構と事業受委託契約を行っている。なお、実施に当たっては、自治体所在地に事務所が開設されている。
  - ▶ 復興まちづくりの計画の策定,復興整備事業の実施に係る協力
  - ▶ 地区で実施を予定している事業の推進に協力
  - ▶ 換地・補償・調査設計・工事の事業実施

#### 4. 復興計画のスケジュール(予定)

- (1) 全体の復興計画について
  - 平成23年度 復興計画策定

#### (2) 学校の復興計画について

- 平成24年度 地区住民,学校関係者との意見交換等
- 平成25年度 「学校のあり方」策定
- 平成 26 年度 設計(予定)
- 平成 27 年度 工事(予定)
- 平成28年度 供用開始(予定)

#### (3) まちづくりの復興計画について

#### 1) 災害復興土地区画整理事業について

- 平成23年度 被災状況調查,復興方針·手法検討
- 平成24年度 都市計画決定,事業認可,測量・設計
- 平成25年度 仮換地指定,土地区画整理審議会
- 平成26年度 宅地造成・道路・インフラ整備(平成27年度まで)
- 平成27年度 一部地域で住宅建設可能(予定)
- 平成28年度 地区のほぼ全域で住宅建設可能(予定)
- 平成29年度 換地処分,登記

#### 2) 災害公営住宅について

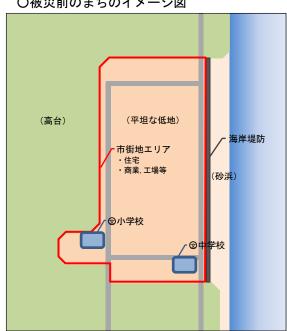
- 平成23年度 用地選定•概略検討
- 平成24年度 設計,調查,用地取得,造成
- 平成 25 年度 造成, 建築
- 平成26年度 建築,入居開始(予定)

#### 3) 海岸堤防・防災緑地・海岸道路等について

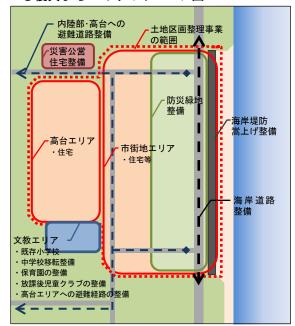
- 平成24年度 都市計画決定, 測量・設計・用地買収(平成25年度まで)
- 平成25年度 整備工事(平成27年度まで)

#### 5. 参考図

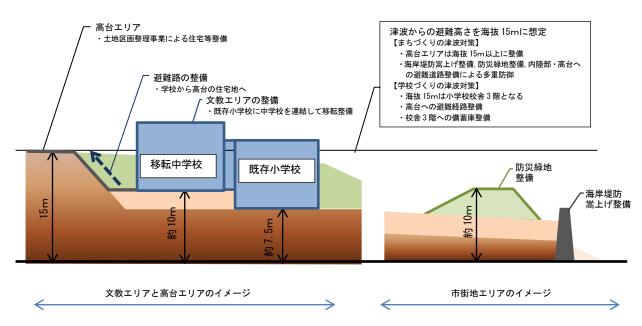
#### 〇被災前のまちのイメージ図



#### ○復興まちづくりのイメージ図



# ○復興まちづくりの高さ関係イメージ図



# 事例調査4 津波に対する多重防御を行い現地再建する計画

#### 1. 学校とまち(地区)の被災概要等

#### (1) 学校の被災概要等について

- 被災前の学校位置は、海岸から約1km、標高約1mに位置していた。
- 津波により校舎は1階床上浸水、体育館は床上浸水の被害を受けた。
- 被災時に中学校の生徒は下校していた。
- 被災直後の学校再開は、学区外の中学校に間借りしていた。平成25年度1学期においても 同様の状況である。また、授業再開のため、スクールバスを導入した。

#### (2) 学校が設置されているまち(地区)の被災概要等について

- 当該地区は、人口の集中する市街地であり、沿岸部には漁港、水産加工工場等が立地している。
- 津波により建物のほとんどが流出・損壊する被害を受けた。

#### 2. 学校とまちづくりに関する復興計画概要

#### (1) 学校の復興計画の概要について

- 学校の再建場所は、まちづくりの復興計画により現地再建となっている。その理由等は次のとおりである。
  - ▶ 地区は、高台のない平坦地であり、学校は災害時の一時避難施設となっているため、 この地区から鉄筋コンクリート造・3階建ての建物をなくすことは、緊急時の一時避難施 設がなくなることとなる。
  - ▶ 学校は地区の核であるため、学校をこの地区からなくすことは、この地域の崩壊を招く こととなる。
  - ▶ 保護者への意向調査でこの地区に戻りたい方が多数であることを考慮した。
  - ▶ 学校を現地再建することについては、津波に対する多重防御施設の整備や避難道路の整備などを条件に盛土した土地への改築や高床式(ピロティ方式)での改築を行うこととし、津波被害減災について考慮した。
- 避難所としての学校の防災機能について次のとおり計画する。
  - 非常時に飲用水や便所用水を確保するため受水槽, 貯留槽を整備する。
  - ▶ 非常時に便所利用を確保するため非常時用貯留槽を整備する
  - ▶ 校舎屋上に外部から避難できるように屋外階段を整備する。
  - ▶ 校舎2階以上に防災用備蓄倉庫を設置する。
  - ▶ 非常時の電源を確保するため非常用発電機を設置する。
  - ▶ 停電時でも対応できる電話等を設置する。

#### (2) まちづくりの復興計画の概要について

- 当該地区の土地利用方針は、津波に対する多重防御を行い現地再建することとしており、 第一次防御ラインとして河川・海岸堤防の整備を行い、第二次防御ラインとして盛土等、嵩 上げ道路の整備を行い、住宅・学校施設等の再建を行う計画としている。
- 住宅の再建は、災害公営住宅の整備、防災集団移転促進事業による移転先団地の整備を 行う計画としている。

- 津波防災対策を次のとおりとして復興計画を行っている。
  - 津波から「まち」を守る防潮対策(多重防御)
  - 離岸堤の復旧・建設,河川・海岸堤防及び海岸防災林の整備,高盛土構造による二線 場道路などの整備
  - 津波から「生命」を守る避難施設・避難路の整備
  - 各地区に避難施設の整備, 津波避難ビルの確保・整備, 防災拠点施設並びに防災総 合公園の整備, 避難路の整備等

### 3. 学校とまちづくりに関する復興計画の検討・立案体制等の概要

- (1) 学校の復興計画の検討・立案体制等の概要について
  - 学校の復興計画は、自治体全体の「復興計画」と一体的に協議・取りまとめが行われた。
  - 自治体全体の「復興計画」(学校の復興を含む)の策定に当たっては、学校の再建を含む意 向調査を実施し、調査結果及び復興計画案の住民説明会を開催した上で、取りまとめを行 っている。
  - まちづくりと一体的に進められたため、平成25年6月から建築工事に着手できており、平成26年8月の供用開始を予定している。

#### (2) まちづくりの復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 復興計画の策定に当たっては、学識経験者・産業関係者・被災者代表(国・県はオブザーバーとして参画)からなる会議を設置して検討を行い、提言等を取りまとめた。その提言等を基に「復興計画」を策定した。また、策定に当たっては、住民説明会やパブリックコメントを行っている。
- 津波に対して多重防御を行うことによる現地再建を計画しているが、浸水した場所に戻りたくない意向を持つ住民に考慮して非浸水地域にも災害公営住宅を計画している。

#### 4. 復興計画のスケジュール(予定)

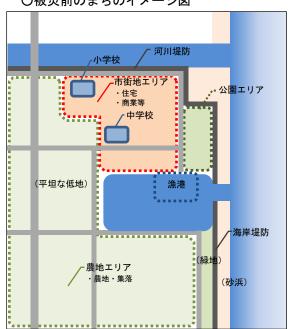
- (1) 全体の復興計画について
  - 平成23年度 復興計画(学区の再建を含む)策定
- (2) 学校の復興計画について
  - 平成24年度 実施設計, 既存校舎解体
  - 平成25年度~ 建築工事着手
  - 平成26年度 供用開始(予定)
- (3) まちづくりの復興計画について
  - 1) 防災集団移転促進事業について
    - 平成23年度 関係機関協議,事業計画検討など
    - 平成24年度~ 事業計画国土交通大臣同意
    - 平成26年度 事業完了(予定)

#### 2) 災害公営住宅について

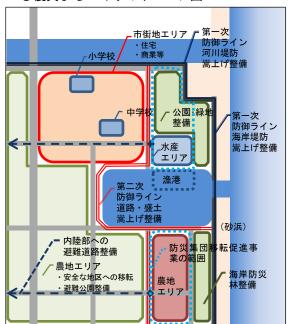
- 平成24年度~ 整備着手
- 平成26年度 整備完了(予定)

#### 5. 参考図

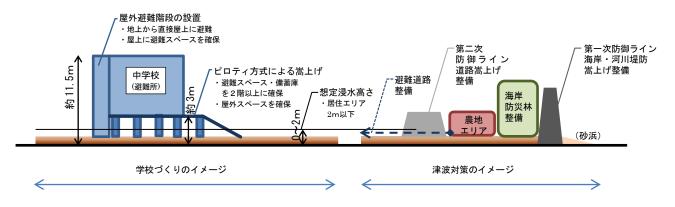
# 〇被災前のまちのイメージ図



# ○復興まちづくりのイメージ図



# ○復興まちづくりの高さ関係イメージ図



# 事例調査5 土地区画整理事業区域内に小中一貫教育校として移転する計画

#### 1. 学校とまち(地区)の被災概要等

#### (1) 学校の被災概要等について

- 被災前の学校位置は、小学校が海岸から約2km、標高約 1.9m に位置し、中学校は、海岸から約 1.6 km、標高約 2.4m に位置していた。
- 津波により小中学校ともに校舎は1階床上浸水,体育館は床上浸水の被害を受けた。
- 被災時に小学校では一部の児童が下校を始め、中学校の生徒は下校していた。
- 被災直後の学校再開は、学区外の小学校に間借りしていた。小学校は平成25年1学期においても同様の状況であり、中学校は平成24年2学期から自治体の都市公園内に応急仮設校舎を整備して供用を開始した。また、授業再開のため、スクールバスを導入した。

# (2) 学校が設置されているまち(地区)の被災概要等について

- 当該地区は,住宅が多く市街地を形成しており,周辺には農地が広がっている。また,海岸 近くには水産加工業を中心とした製造業が立地していた。
- 津波により建物のほとんどが流出・損壊する被害を受けた。

#### 2. 学校とまちづくりに関する復興計画の概要

#### (1) 学校の復興計画の概要について

- 学校の再建場所は、復興まちづくり計画により現地での再建を基本としている。
- 特色ある学校づくりの観点から、小学校・中学校を校舎一体型小中一貫教育校とすることを 基本方針としている。
- 避難所としての学校の防災機能について次のとおり計画する。
  - ▶ 地域の防災拠点として災害時に児童生徒はもとより地域住民の命を守ることのできる安心・安全な校舎を、今回の震災の経験と防災の専門家の意見等をもとにつくる。
  - 災害時に活用できるプールや電源,通信等の設備,食料や水,毛布などの災害用備蓄物資を備えた学校をつくる。

#### (2) まちづくりの復興計画の概要について

- 当該地区の土地利用方針は、津波に対する多重防御を行い現地再建することとしており、 第一次防御ラインとして河川・海岸堤防の整備を行い、漁港・水産加工団地を整備し、第二 次防御ラインとして道路嵩上げを行い、第二次防御ライン西側から県道までの宅地嵩上げを 行う計画としている。
- 住宅の再建は、土地区画整理事業区域内に災害公営住宅の整備(一部区域外にも整備)、 防災集団移転促進事業による移転先団地の整備及び一般住宅の造成を行う計画としてい る。
- 津波対策の方針を次のとおりとして復興まちづくり計画を行っている。
  - ▶ 堤防の強化や津波防災機能を備えた道路による多重防御
  - ▶ 自然地形の活用や盛土による安全の確保
  - ▶ 高台避難場所と避難路の確保
  - ▶ 防災システムの強化と防災教育の充実

#### 3. 学校とまちづくりに関する復興計画の検討・立案体制等の概要

- (1) 学校の復興計画の検討・立案体制等の概要について
  - 地域代表・保護者代表・学識経験者・学校関係者からなる「小・中学校再建懇話会」を設置して基本方針をとりまとめた。
  - 基本方針の策定に当たっては、地区住民、小学校・中学校の児童生徒・保護者・教職員による意見交換会やアンケート調査を行った上で、新しい学校をつくるための観点をまとめた。
  - 平成 25 年度より学校再建のための地域代表者,保護者代表者,学識経験者,学校関係者からなる「小・中学校再建推進協議会」を組織し、多くの方々の意見を反映できるようにしている。また,新しい学校づくりに関する説明会や意見交換会,必要に応じて小中一貫教育に関する研修会等を実施し、地域住民・児童生徒・保護者・教職員の方々に理解を得ながら開校準備を行うこととしている。

# (2) まちづくりの復興計画の検討・立案体制等の概要について

- 復興計画の策定に当たっては、学識経験者・国県・団体代表・市民代表からなる会議を設置して検討を行い、提言を取りまとめた。その提言を基に「復興計画」を策定した。また、市民への説明の場となる会議を開催した。
- さらに、地区の復興計画については、町内会代表・公募委員・産業団体・まちづくり団体からなる「復興まちづくり推進協議会」を設置して検討を行った。また、市民への説明の場となる会議を開催した。

# 4. 復興計画のスケジュール(予定)

- (1) 全体の復興計画について
  - 平成23年度 復興計画策定
- (2) 学校の復興計画について
  - 平成24年度 「小・中学校再建の基本方針」策定
  - 平成26年度 「小・中学校再建の基本計画」策定(予定)
  - 平成27年度~ 実施設計(予定)建築工事着手(予定)
  - 平成29年度 供用開始(予定)

#### (3) まちづくりの復興計画について

- 1) 土地区画整理事業について
  - 平成23年度 地区復興まちづくり推進協議会,事業計画検討など
  - 平成24年度 都市計画決定,測量・設計
  - 平成25年度 事業認可,測量・設計,施工承諾(予定)
  - 平成26年度~ 嵩上げ工事、宅地整地、道路工事など着手(予定)
  - 平成27年度~ 宅地配置替え随時開始,入居開始(予定)

#### 2) 防災集団移転促進事業について

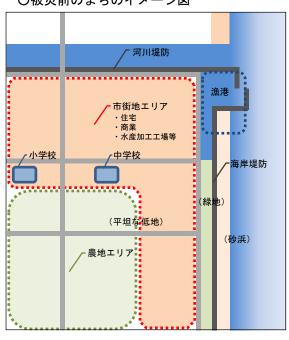
- 平成24年度 関係機関協議,事業計画検討など
- 平成25年度 事業計画国土交通大臣同意(予定)
- 平成26年度~移転先割込み等,用地買収等(予定)
- 平成27年度~ 建築開始,順次入居開始(予定)

#### 3) 災害公営住宅について

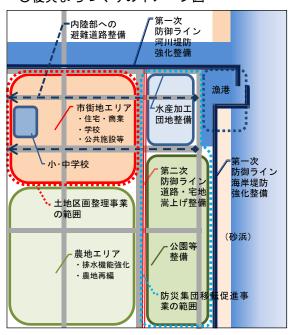
- 平成 26 年度 設計等着手, 用地取得等開始(予定) 設計, 用地取得等(予定)
- 平成27年度~ 建築開始,順次入居開始(予定)

# 5. 概要図

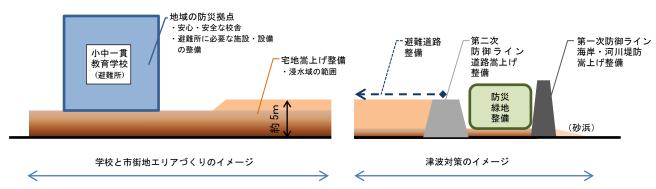
#### 〇被災前のまちのイメージ図



# ○復興まちづくりのイメージ図



#### ○復興まちづくりの高さ関係イメージ図



# 参考3 「学校の復興とまちづくり」に関する専門家派遣事業について

事 務 連 絡 平成24年2月6日

関係県教育委員会災害復旧事務担当 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課国立教育政策研究所文教施設研究センター

「学校の復興とまちづくり」に関する専門家派遣事業について

公立学校施設の復旧・復興について、御尽力いただいているところと存じます。

公立学校は、地域のコミュニティの拠点でもあることから、文部科学省及び国立教育政策研究所では、東日本大震災により被災した公立学校施設の復興に向けた検討に当たり、学校建築や都市計画等の専門家の知見を活かすことができるよう、希望する地方公共団体に対し専門家を派遣し、被災地の復興を支援する事業を実施することといたしました。

事業スキームについては、別添資料のとおりですので、専門家の派遣を希望する地方公共団体におかれましては、別紙調書に必要事項をご記入の上、下記相談窓口までご提出いただきますようお願いします。本事業の内容等について、御不明な点があれば、下記担当まで御連絡願います。

また、本事業の実施について、域内の市町村教育委員会に対して周知いただくよう お願いします。

なお、本事業は、内閣官房の「地域づくり支援事業(専門家派遣事業)」の予算を活用し実施することとしておりますので、予算の範囲内での対応となることを申し添えます。

(参考) 内閣官房 HP

地域づくり支援事業(専門家派遣事業)

http://www.chiiki-info.go.jp/whatsnew/20111214/111212\_specialists.pdf 23 年度第 3 次補正予算資料

http://www.chiiki-info.go.jp/whatsnew/20111214/11212\_H23\_hosei3\_specialists.pdf

#### 「担当]

○「学校の復興とまちづくり」に関する相談窓口 文部科学省大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災推進室 松下,水澤

TEL: 03-6734-2290

○ 学校の復興とまちづくりに関する調査研究 国立教育政策研究所

> 文教施設研究センター 新保 TEL:03-6733-6993

# 「学校の復興とまちづくり」に関する専門家派遣事業調書

〇〇市教育委員会

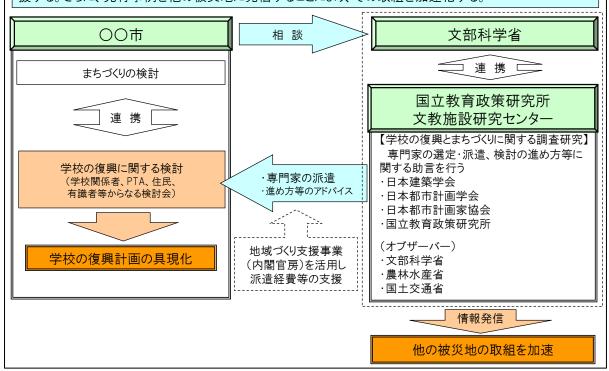
実施主体

	担当課		担当者		
	連絡先	TEL :	FAX:	メール:	
•					
	①学校の復興に関する検討状況				
	(まちの復興計画に関する検討状況も含め概要を記載)				
	※既存の資料がある場合には、当該資料の添付でも可				
	(まちづくり全体の検討委員会等がある場合には, 当該委員会との関係も含め記載)				
	(0,0)		<u> </u>		
	※既存の資料がある場合には、当該資料の添付でも可				
	③派遣を希望する専門家(分野)				
	<u>④</u> 具体的にアドバイスが必要な課題				
⑤検討スケジュール   一					
	  ※既存の資料がある場合には,当該資料の添付でも可				
		専門家の派遣回数等がわれ			
	<b>少少女</b> 性貝(	サロタン派返回双守がりが	パるの ノ記戦/ 水似昇り	C FJ	

※本調書は、簡素に記載いただいて結構です。また、検討体制やスケジュール等が未 定の場合は、その旨記載いただければ結構です。

# 「学校の復興とまちづくり」に関する専門家派遣事業

東日本大震災により被災した公立学校施設の復興に向けた検討を進めるに当たり、学校建築や都市計画等の専門家の知見を活かすことができるよう、関係専門機関から専門家を派遣し、被災地の復興を支援する。さらに、先行事例を他の被災地に発信することにより、その取組を加速化する。



# 「学校の復興とまちづくり」におけるアドバイスの観点(例)

# 公立学校施設の復興に向けた検討が円滑に進むよう、各被災地の復興計画の検討状況に応じ、様々 な観点から助言・提案等を行う。 復興計画の検討状況 専門家によるアドバイスの観点 まちの復興方針しか決まっていない場合 学校施設の復興プランだけでなく、都市計 (例:区画整理を伴う嵩上げと大まかなゾーニングは 画の観点から、学校の再建場所、学校に 決まっているが、学校をはじめとした公共施設の復 求められる機能、他の公共施設との連携、 興方針や再建場所等は未定) 複合化の在り方まで幅広く検討 進 渉状 まちの復興方針及び学校の再建場所まで 学校施設の復興プランだけでなく、都市計 画の観点から、学校に求められる機能、他 は決まっているが、他の社会教育施設等の 復興方針までは決まっていない場合 の公共施設との連携、複合化の在り方まで 幅広く検討 まちの復興方針、学校施設の再建場所、 学校施設の復興プランを中心としつつ、都 他の社会教育施設等の復興方針等も確定 市計画の観点から、学校に求められる機 している場合 能、他の公共施設との連携の在り方等も視 野に検討

# 参考4 学校の復興とまちづくり-3省連携による復興支援-

(資料提供:文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室)

# 学校の復興とまちづくり -3 省連携による復興支援-

平成 23 年 12 月 6 日

東日本大震災により被災した学校の復興とまちづくりの連携を推進し、学校の安全・安心な立地、学校と地域との関わりの深化を図るとともに、環境への配慮及び防災対策等を推進するため、文部科学省と農林水産省、国土交通省が連携し、被災自治体の取組に対する総合的な支援策を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

(同時発表:国土交通省,農林水産省)



# 安全・安心な立地の確保

文部科学省、農林水産省、国土交通省

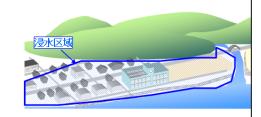
~ 『学校の復興とまちづくり』 ~

被災地の復興に関する検討と連動させながら、学校の安全·安心な立地を確保するため、3省が連携し総合的に支援。

# ◇ 津波被災地の状況

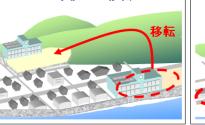
- ・まちの広範囲が津波で浸水し被災
- ・浸水区域の学校は、安全・安心の確保が必要
- ・まちの復興と連携して効果的に実施することが必要

# → 国による総合的な支援を実施

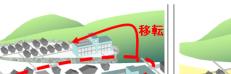


# ◇ 対応策

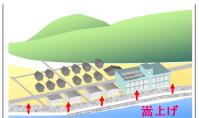




<被災地全体として移転> -



< 被災地全体の敷地の嵩上げ >



2

# 地域コミュニティの拠点形成

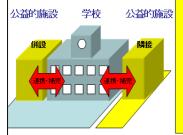
文部科学省、農林水産省、国土交通省

~ 『学校の復興とまちづくり』~

# 

学校施設と公益的施設とが相互に連携・機能補完することにより、学校における地域コミュニティの拠点機能を強化するため、3省が連携し、学校施設と公益的施設との複合化を総合的に支援。

#### 複合化のイメージ図



# 生涯学習の拠点づくり

#### 【例】

- 1. 複合施設
- ・公民館、図書館、社会福祉施設 等を学校施設の敷地に併設
- 2. 期待される効果
- ・学校と社会教育・福祉施設等を 有機的に組み合わせ、地域の生 涯学習の拠点を形成
- ・学校教育においても、併設施設 を総合学習等への活用が可能 等

#### イメージ図



#### 地域の防災拠点づくり

#### 【例】

- 1. 複合施設
- ・公園、避難路等を学校施設(3隣 接)て整備
- ・備蓄倉庫等を学校敷地内に設置

#### 2. 期待される効果

- ・学校の防災機能(備蓄倉庫等)と 公園、避難路等を有機的に組み 合わせ、地域の防災拠点を形成 地域における防災教育・避難訓 練の拠点として活用
- ・平常時においても、校庭と隣接 の公園との一体的活用等が可能

#### イメージ図



# 農林水産体験を通じた

#### 【例】

- 1. 複合施設
- ・農山漁村交流施設を学校施設(こ 隣接して整備
- 2. 期待される効果
- ・高台に移転してきた児童生徒や 住民と、農山漁村の方々との交流 に貢献
- ・学校教育においても、児童生徒の農林水産体験実習、食育等への活用が可能

#### マ イメージ図



3

# 防災機能・エコ対策の強化

文部科学省、農林水産省、国土交通省

~ 『学校の復興とまちづくり』 ~

学校施設の復興に当たって、災害時の拠点となる学校施設の防災機能の強化やエコ対策を図るため、3省が連携し、学校施設における防災施設・設備の整備や省エネ、ゼロ・エネルギー化、木質化等を総合的に支援。



# 【附帯資料編】

小野田泰明 「東日本大震災からの地域再生と学校の復興の現状から」

小林 英嗣 「'教育施設の再建・復興とまちづくり支援'への姿勢と活動」

後藤 春彦 「場所を再生産する拠点としての学校の復興」

竹内 直文 「学校の復興とまちづくりの連携への期待」

長澤 悟 「東日本大震災からの学校施設の復興に携わって」

葉養 正明 「学校の再開と復興を見つめて」

渡会 清治 「学校とコミュニティの連動復興について」

和田 章 「戦後の復興に比べ難しい東日本大震災からの復興」

(五十音順・敬称略)

小野田泰明 一般社団法人日本建築学会 (東北大学大学院工学研究科教授)

#### 1. はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、広大なエリアに言いようのない被害を与えた。そうした深く傷ついた地域社会をどのように復興させていくかは、現在も進行形の課題である。

特に、津波によって地域の過半が滅消したエリアにおいて、その場所でもう一度生活が再生できるかどうかを住民が判断するとき、その場所の安全性の確保に加えて、地域の学校がどのように復興するのかは重要な要素の一つである。

発災以来,様々な地域の復興に関わった関係もあって,幾つかの地域でそういう場面に遭遇してきた。本稿ではそれらの内,印象深いものを紹介しながら,被 災地域の再生と学校の復興について考えたい。

#### 2. 釜石市での事例

釜石市の北部を流れる鵜住居川の沖積平野に広がる鵜住居地区は,発災前は約6,600人が暮らす釜石のベッドタウン的な地域であった。しかし,湾に面して平野が広がる地形であったこともあり,死亡・行方不明者583人(2014年11月)と人口の一割近い人々が犠牲になってしまった。

釜石市全体の死亡・行方不明者数が931人(同上)であることを考えると、市全体の62.6%が鵜住居での被害という高率である。地域の2つの学校(鵜住居小学校と釜石東中学校)も同様に甚大な被害を受けたが、子供たちに対する防災教育が徹底していたこともあって、ほとんどの子供たちが助かった。

後に広く知られるように,釜石東中学校の生徒が,隣接する鵜住居小学校の子供たちの手を引いて迅速な避難を成功させたのである。

防潮堤の構築で安全が確保されるであろう現地での再建を基本とする土地利用方針が決められた後も、二つの学校をどこに復興するかは難しい問題であり続けた。釜石市が設置した地元有識者を主要メンバーとする釜石東中学校・鵜住居小学校校舎建設検討委員会はもちろん、インフォーマルな寄り合いでの話合いなど、意見交換は様々なレベルに及んだ。高台で安心が確保されるのであれば、街の中心部で子供たちと一緒に新しい街を再生する方向性を打ち出していこうとする意見と、安全については徹底して確保すべきで内陸の立地が良いとする両者の議論は熱を帯びたものであった。

こうした熟議を経て,建設検討委員会の最終議論で,学校の安全を十分に確保 することを条件に,既存市街地に近い高台に移転する方向性が了承された。

これを受けて釜石市教育委員会では、難しい高台と建築の調整を取りながら、新しい教育の拠点を創出するために、能力ある設計者を選定する手法の検討に着手した。最終的には、同様の課題を有する唐丹小・中学校と合わせて、市が魅力ある復興事業の枠組みとして掲げている「未来のまちプロジェクト」の一環として、設計プロポーザルを行うこととした。住民代表を委員に加えるとともに、PTAや街づくり団体のメンバーをオブザーバーに迎え、審査委員会で慎重に議論した

結果。鵜住居についてはシーラカンス・アソシエイツが、唐丹については乾久美子建築設計事務所+東京コンサルタンツ共同設計企業体が、設計者として選定された。

ちなみにこれら計画の展開に当たっては,文科省と国交省や農水省が連携して立ち上げていた「学校の復興とまちづくりに関する調査研究」研究会(国立教育政策研究所文教施設研究センター)の指導を得ながら計画を進めるべく,川崎教育長(当時)が,第二回の研究会で説明を行うなどの配慮を行っている。

現在は両校ともに、地域とのワークショップや教員との意見交換を経ながら、 土木工事のとの丁寧な調整を含めて、慎重に設計が進められているところである。

#### 3. 石巻市での事例

雄勝地区は、北上川河口右岸にある東西約7km、山がちの小さな半島だが、中世から伝わるとされる雄勝法印神楽のほか、雄勝硯の産地として有名であり、東京駅の屋根スレートに使われたその玄昌石を産出するなど、独自の文化を持った地域としても広く知られていた。しかしながら今回の津波は、エリア内20集落のうち15集落に壊滅的被害を与え、235名(2013年11月現在)の死亡・行方不明者を出すなどこのエリアに大きな被害を及ぼしている。特に湾奥にあった地区中心地域(味噌作、上・下雄勝、伊勢畑)は、波高の高い津波の直撃を受け、街はもとより、そこにあった学校施設(雄勝小学校、雄勝中学校)も甚大な被害を被っている。

想定される津波高が極めて高いことに加えて、全体に急峻な地形であることもあって、エリアの中で学校の再生に必要なある広がりのある場所を探す作業は難しいものであったが、地域に学校を戻したいとする人々の努力で、半島の中ほどにある南向きの小さな平場がようやく探し当てられた。ここは、法印神楽の中心的な位置づけにある葉山神社の近傍であり、県道にも面する拠点性を持つ適地ではあったが、グラウンドを確保できる地盤までは県道から 20m 以上下らなければならないという地形的な難しさを抱えていた。

石巻市教育委員会は、管内の多くの学校施設や生涯学習施設が被害を受けており、その対応に追われる中ではあったが、学校づくりを地域の復興と連動させることで、両者の復興をより確かなものにすべきと判断し、先の「学校の復興とまちづくりに関する調査研究」研究会と連携しながら、より良い学校づくりを目指す方向性を選択する。具体的には、難しい与件を抱えながらも地域再生の中心的な役割を担うことが予想される前述の雄勝地区の小・中学校と新しく整備される区画整理地内の拠点となる渡波中学校の二つの事業の検討を、前述の研究会の協力を得ながら進めることとしたのである。市の教育関係者、地域住民、学童・生徒の父兄に、研究会から派遣された学識者が加わった基本構想検討委員会において、何度もWSを重ねながら構想がまとめ上げられていく。

教育委員会は、その構想を受ける形で設計プロポーザルを実施し、市民公開で行われたプレゼンテーションなどを経た審査の結果、2014年2月、設計者(雄勝地区小・中学校:関・空間設計、渡波中学校:久米設計)が選定された。

教育委員会では当初,経験がなかったことに加えて手間やコストがかかるのではという意識があったため,設計プロポーザルの採用については,慎重な意見が大勢を占めたが,地域や研究会メンバーとの議論の中で,より質の高い復興のためには,能力ある設計者の選定は必須と判断し,プロポーザルに踏み込むことになったのである。

# 4. 学校の復興における課題

これら学校の再生から伺えるのは、学校が地域の重要な紐帯となっていることは、疑いのない事実であり、学校と地域、両者の復興が相互に関連づけられることは当然ということである。しかしながら、津波という低頻度災害に対する安全はどのように担保すべきなのかといった防災上の課題に加えて、被災地域における教育の再生を期待されている現場の教職員や教育委員会の膨大な苦労、さらには限られた予算による制約など、具体的なレベルでは様々な問題が存在する。

被災地では、津波のために元の場所での復興が難しく、かつ地域構造が大きく 変貌しているため発災前の状況に戻ることには余り意味がなくなっている。

また、平坦な土地の少ない被災地域では、山を切って土地を作らざるを得ない場面も多く、敷地が不整形で傾斜を活用せざるを得ないなど、どうしてもコストがかかる傾向も存在する。加えて、建設事業の集中による急激な建設費の高騰に直面し、単純に建てることすら難しくなっている。

このような状況の中,国においても補助制度の拡充や単価の改定などの取り組みが幾つか行われている。しかしながら被災した市町村や県においては,膨大な復興業務の中で長期的な価値を生み出すことが分かっていても事務手間が掛けられず,折角の制度を読み解き・活用することが思うようにいかないこと,人手不足と建設単価の上昇が想像以上のものであることなど,現場の切迫さには切実なものがある。学校と地域の復興を真に実のあるものにするためには,これら被災地の実情に応じた柔軟かつ迅速な対応が求められている。

そういう意味では「学校の復興とまちづくりに関する調査研究」研究会において、実際の現場の教育関係者から意見を聞くことに加えて、委員を派遣して、被災地における学校復興事業を支援し、そこにおける課題を立体的に吸い上げることができたことは、大きな成果であると思う。

こうした知見が今後、有効に活用されていくことを望みたい。

小林英嗣 NPO日本都市計画家協会 会長 (北海道大学名誉教授)

### 1. 復興の目的を共有化する

東日本大震災の発災後,来る3月11日で3年を迎えます。いま,この時点で '学校の復興とまちづくり'を熟考し,現状を評価するに当たって,既に自明の ことかもしれませんが,目指すべき復興の目標について,改めて確認しておくこ とが重要であると考えます。

日本都市計画家協会(JSURP)は発災直後に「JSURP に求められる姿勢は現地主義にもとづく客観的・臨床的データを背景にした復興プロセスの提言と行動であり、同時に入念な地域コンセンサス形成の支援である」「都市・農村・漁村を包括的・俯瞰的に把握し、生活(いのち)を守る減災と生業(かせぎ)の複眼的計画と地域社会が共有化できる地域像・空間像の模索と絶え間ない支援が被災地の復興の胆である」「住民と違う経験をもって住民と一緒に考える/俯瞰しつつ寄り添う」ことをアジェンダ(規範)としました。

現在まで JSURP は阪神淡路・中越の被災地復興支援の経験を生かし、新地町・ 亘理町・久慈市への自治体人材派遣を始め、大船渡・陸前高田・大槌・釜石・南 三陸・名取・南相馬・いわきなどの復興まちづくり支援を行っています。これら 被災地での直接・間接支援をとおし、社会の第一セクター(各省庁や県・市町村)、 第二セクター(民間企業)、第三セクター(非営利活動団体 NPO、ボランティア、 市民)の間で、目標の共有化が行われないまま、時間・人材・資源の投入を続け ても、地域での成果や益が見えてこないことを実感します。

復興の目的は包括的で俯瞰的であるべきと被災地の現状から実感します。復興は、震災という社会現象を解く政治的現象でもあります。JSURPの3年間の被災地支援の考え方や活動を通じ、今回の'学校の復興とまちづくり'に期待する論点を改めて整理すると以下の3項目に要約できると考えています。

第一は、学校と学校区の被災によって、子供たち、家庭、学校そして地域社会が受けた被害とダメージを見据えながら、包括的に把握し、地域人口・就学人口等の将来予測と今日的な教育論や 21 世紀的な新たな学校計画論にもとづいて、被災した子供たちの生活と教育の場を回復させ、地域の元気・勇気、そして復元力を取り戻すことです。今回の調査研究で対象とした学校の統廃合・再建の事例は、これまでの教育施設計画論の限界を乗り越え、復興まちづくりと密着させた、これからの計画論の構築や制度論への挑戦でもあり、多くの被災地自治体の良い事例となります。施設計画設計のほか、教育施設計画を成立させていた既存の教育制度や枠組みの課題への挑戦も含まれており、その継続的な支援が求められていると理解しています。

第二は、再び同じ悲劇を繰り返さないため、災害に弱くなっていた地域構造と社会体質を改善することです。そのためには被害に結び付いた原因を正しく捉えることが重要です。地震動や津波という自然現象のみならず、近代化した社会体質や地域コミュニティの意識・復元力なども含めて、震災という社会現象として、正しく捉えることが肝要です。私一家族一地域を結びつける役割を持ってきた被

災地の教育施設の再建では,計画がこれまでの制度枠組みによる発注や案になる 前段階での,包括的で改革的な検討が重要です。

第三は、今回の災害で顕在化した近代化社会の矛盾や欠陥に向き合い、その克服をはかり、新しい社会への扉を開き、復興の過程に改革的に取り組むことです。東日本大震災によって露呈した社会問題を厳格に省みることが必要です。建物や施設そして街の安全性の向上や安全化の確保をはかる防災だけが復興の目標ではないことを確認することも重要です。漁業・農業の再生、地域コミュニティの再建、医療・福祉過疎の解消も重要です。 '切捨てと撤退'は東北や東日本の美しい国土や地域社会が消えてしまうことにもなりかねません。復興(復興政策・復興計画)も迅速かつ丁寧に、また復興財源も時間をかけて地域循環を図りつつ使う視点も忘れてはなりません。それゆえ、今後 10 年以上は要する復興計画とそのプロセス支援はとても重要になります。

### 2. 教育施設の再建・復興と地域社会醸成型のまちづくり

戦後の日本社会は「農村から都市への人口移動」の歴史であり、都市に移り住んだ人々は、個人と地域が結び付く地縁関係ではなく、「会社」や「核家族」という都市内の新しい村社会に依存してきました。このような近代的社会関係は農村部へも大きな影響をもたらし、今回、甚大な被災を受けた東北地方でも、希薄な地域コミュニティ、'地域社会破壊型の空間構造'の今後の在り方が、農村社会学や農村計画学などの領域で指摘されてきました。

教育施設は唯一,世代を超えた個人や核家族が地域社会と結びつく場所・システムであり,その結びつきが地域の人々に見える施設であり場所です。

子供と高齢者の総計を'地域密着人口'と呼びますが、子供期と高齢期は'土着性の強い' '地域との関わりの大きい'時期で、'地域密着人口'は2000年以降、増加しています。地域社会醸成型の地域構造、そしてサスティナブルな地域構造という、ソフトとハードを融合した視点が、これからの被災地復興まちづくりに重要になってきます。

近年,地域をサスティナブルにする方法論や術について,多様な研究や議論があります。しかし多くは、建築・環境・都市計画・土木といった、従来から都市を対象としていた専門家によるものがほとんどで、このような工学的、そして技術依存的な体系によって都市環境が形成されてきたことこそが、サスティナブルなものから遠ざけている要因であると理解し、日本都市計画家協会は俯瞰的に地域に向き合い、風化しつつある復興支援を実践・継続しています。

### 場所を再生産する拠点としての学校の復興

後藤春彦

公益社団法人日本都市計画学会 会長 (早稲田大学創造理工学部長・大学院創造理工学研究科長)

#### 1. はじめに

東日本大震災は、地元に生きるひとびとの暮らしによって刻まれた記憶で満ちあふれていた「場所」を、一瞬にして、空疎な「空間」に初期化してしまった。

こうした悲しみに対峙して,その後もめげずに新たな記憶の上書きをつづける社会的な関係性を地域が維持できるか否かが大きな試練として被災地に突きつけられている。

学校は被災地における場所の再生産の拠点としての役割を担っている。すなわち、学校は人を育てると同時に、人と人との間柄を育む機能が求められている。したがって、学校の復興は校地内に閉じたものとするのではなく、地域コミュニティとの緊密な連携がはかられる必要がある。

#### 2. 社会的関係性

場所は社会的な関係性によって維持されてきたばかりでなく、場所が社会的関係性を生み出し、また、社会的関係性が場所を再生産してきた。

この場所と社会的関係性の相互補完にもとづく場所の再生スパイラルを社会的行為の視点から構築することが求められている。

例えば、内山節は、東北復興への提言として、

『私は復興の主体は「人」でもないし、「自然」でもないのだと思う。ましてや国の予算でもないし、「ゼロからの復興」としか事態を把握できない専門家たちでもない。主体は関係なのである。自然との関係、人と人との関係、「ご先祖様」を含む死者との関係、地域の文化や歴史との関係…。これらの関係が、人々を動かす。あるいはこれらの関係に突き動かされて、人々が復興への歩みを開始する。ただし多くの場合は、この関係という主体を、人々は、この関係とともに生きている「私」の主体と錯覚するのだが。』農文協編「復興の大義」(p46-47)

と記している。

内山の言う「自然との関係,人と人との関係,「ご先祖様」を含む死者との関係,地域の 文化や歴史との関係」を筆者は社会的関係性と呼んでいる。ここで注目する必要があるの は、この関係性そのものが復興の主体だと内山が明言している点にある。

これは人やモノや情報の関係性の集積として地域を読み解こうとするアクターネットワーク理論とも繋がるもので、複数のアクター間に生まれる intersubjectivity (間主観/間主体)と呼ばれる主体となり得る関係性の存在が注目されている。(意識に依拠する場合は間主観,行為に依拠する場合は間主体と記す)

### 3. 場所の再生産

こうした考え方の背景として、地域に息づく「知識」や「価値観」なるものを再発見し、 共有し、空間言語へと翻訳するプロセスの差異によって、結果として生成される場所の質 に明らかな違いがあることが明らかにされてきたことが指摘できる。

社会的関係性によって刻まれた記憶で満ちあふれていた「場所」を空疎な「空間」に変えてしまうのは東日本大震災のような激甚災害だけではない。

産業革命以降,近代は場所を空間化してきた。無垢で純粋な「空間」を創造することが近代化の鉄則だった。そのために、場所から空間を抽出する(場所を空間化する)ための方法として、都市計画ではゾーニングと呼ばれる土地の機能を均質化する手法が採用された。ゾーニングは法のもとに、無垢で純粋な空間を生み出した。この空間は、あたかも真っさらなキャンバスの下地のごとくコピー&ペーストの上書きを可能とし、これによって

都市も工業製品のように大量生産大量消費の対象となることがあたかも可能かのように錯 覚されるに至った。

# 4. Jane Jacobs, Henri Lefebvre, Yi-Fu Tuan and Dolores Hayden

1960年代,こうした都市の近代化を厳しく批判したのがジェーン・ジェイコブスだった。 『立派な暮らしの価値をおしはかるいくつかの試金石 -学校, 公園, 小ぎれいな住宅, あるいはそういったもの-が、すぐれた近隣住区をつくるのだと考えられる風潮がある。も しこれが本当なら、人間の生活なんて何と簡単なものだろう!』(1961)

規格化された住区モデルのコピー&ペーストによって近隣住区は場所の個性を喪失させ てしまった。ジェーン・ジェイコブスの近代都市に対する指摘は「人間不在」による場所 の喪失への警鐘だった。これにより、場所の概念化がはじまり、「かけがえのない場所」、 「原風景」,「都市のイメージ」が論じられる契機となった。

社会学者アンリ・ルフェーブルは、物理的空間と社会的行為をむすびつけた。特に、場 所の表現における芸術家の役割(五感を駆使して場所を理解しようとする美学)や、既成 の政治的枠組みに異を唱えて「対峙する場所」を創出する市民活動の役割(場所を多様な 主張が交錯するテリトリーとして理解しようとする政治学)を論じた。(1974)

地理学者イーフー・トゥアンは、人間は自分の幸せを左右するような、かけがえのない 場所に愛着を抱くもので、ある個人にとっての場所の意味とは周囲の物理的環境への生物 としての反応であると同時に、ある種の創造された文化でもあると唱えた。(1977) これら は、18世紀の建物の苔むしたレンガ、大草原のひろがり、ヨットひしめく小さな港町の活 気などといった画一化された陳腐なイメージを否定し、場所の本質的な特性を論じたもの で、今日の文化的景観の議論の嚆矢にあたる。

建築・都市史家のドロレス・ハイデンは、社会的弱者の歴史は、場所に刻み込まれ、景 観となって表出すると主張し、パブリック・ヒストリーとして景観を解読することをここ ろみ、場所の社会史を構築し、前掲のルフェーブルの指摘した美学的アプローチと政治学 /社会学的アプローチから場所に接近することに成功した。(1995)

## 5. むすび

場所の概念化,場所で振る舞われる社会的営為,場所への愛着,場所に宿る社会史など, ここに参照した4人の言説は,被災地において学校を拠点として場所の再生産を語る上で 欠かすことのできない思想を提示している。

いかに、傷ついた被災の現場において社会史を刻むか。すなわち、個人の記憶を刻むこ とを重ねていく作業を通じて、間主体による間主観的な価値観をうみだし、地元の知恵を 蓄え,場所を再生産することができるか。社会的行為を伴う景観としてそれを可視的に表 現することができるか。そのプロセスを通じて社会関係資本(絆や縁)を高めることがで きるかが問われている。

たとえ津波がまちやむらを根こそぎ奪い去っても、暮らしの記憶まで海の藻くずにはさ せない。暮らしの記憶、生活に根ざした歴史、すなわち、「場所の力」を顕在化させること が地域に息づく学校に求められている。

学校の復興は希望の光である。学校の復興は建物や施設の再建のみならず、社会的営為 としてのまちづくりの枠組みの中ですすめることが望まれる。

内山節「復興の大義―被災者の尊厳を踏みにじる新自由主義的復興論批判」(農文協ブックレット)農山漁村文化協会 2011 Jane Butzner Jacobs (ジェーン・ジェイコブス) "The Death and Life of Great American Cities (アメリカ大都市の死 と生)

Henri Lefebvre (アンリ・ルフェーブル) "La Production de l'espace (空間の生産)" 1974

Yi-Fu Tuan (イーフー・トゥアン) "Topophilia: a study of environmental perception, attitudes, and values (トポフィリア一人間と環境)" 1974

Yi-Fu Tuan (イーフー・トゥアン) "Space and Place: The Perspective of Experience (空間の経験―身体から都市へ)" 1977

Dolores Hayden (ドロレス・ハイデン)"The Power of Place: Urban Landscapes as Public History (場所の力 パブ リック・ヒストリーとしての都市景観)"1997

# 学校の復興とまちづくりの連携への期待

竹内直文

公益社団法人日本都市計画学会 副会長 (一般財団法人民間都市開発推進機構常務理事)

東日本大震災の復興が阪神・淡路大地震の場合に比べて大きな困難を伴う理由として,①甚大な津波被害により既存市街地・集落の脆弱さが顕在化したため,元通りの場所での復旧・復興が大きく制約されること,②被災前から人口減少・過疎化の進行が顕著な地域での復興であることの2点がよく指摘される。このため復興まちづくりに当たっては,それぞれの地域の将来の社会経済の姿を見据えた上で,防潮堤等の整備計画を勘案しながら新しい生活や活動の場をどこに再生整備し,そしてどのような空間形成を図っていくかが大きな課題となっている。

もとより沿岸部の多くの被災市町村では、地形上の制約から安全な可住地となる 土地が不足しており、また従前の土地を離れた場所への移転を伴う復興は関係者 の合意形成が困難を極める。そもそも災害公営住宅や防災集団移転事業の移転先 の立地選定すら決着まで多くの時間を費やしており、更に遅れている商業・医療・ 福祉等の生活支援施設の再建整備についてはその緒に就いたばかりのところで、 多くの被災自治体ではいまだ説得力のある将来都市像が明確には見えない状況と 言える。

我が国の地方都市では、急速な都市化の結果として都市が低密度に拡散した形態となっていることは周知のとおりである。このため国においては、人口減少と少子高齢化社会に対応したこれからの都市づくりの基本的方向として、住宅や都市機能をできるだけ集約させコンパクトな都市構造を目指すべきとされている。その具体的な方策の一つとして、医療・福祉・商業等の生活支援施設の立地を計画的に誘導することにより都市構造を集約型に変えていく制度や支援施策が整備されつつある(都市再生特別措置法の改正等)。

言うまでもなく小中学校はもとより都市の重要な社会インフラであり、コミュニティ形成や都市構造にも影響を及ぼす存在であった。古典的な都市計画論では小学校区を単位とした近隣住区の考え方が普遍的な計画思想だったし、また関東大震災の復興小学校がその先進的建築や公園と一体的に整備されたことなど、都市づくりにおいて学校は重要な計画要素ととらえられていた。1968年制定の現行の都市計画法では、高度成長期の学校不足を背景として、住宅系用途地域においては義務教育施設を道路・公園・下水道とともに都市計画で定めるべきという都市計画基準が法律に明示されている。もちろん近年は、まちづくりと学校の関係において新増設が問題となることはほとんどなく、逆に廃校になった学校施設の利活用が課題となることが圧倒的に多い。しかしそういう場合でも、かつて学校が存在した場所は地域の中で特別の意味を持ち、新たな公的サービスや生活支援機能を導入するのに相応しいところとなっていることが多い。

被災地の多くの市町村は、市街地全体を一から作り直すようなまちづくりを余儀なくされている状況にあるが、それを逆手に取って都市の形を抜本的に変える契機ととらえ、他の地方都市に先駆けて時代に対応した都市・地域像を実現させる可能性がある。特に被災地では、学校の再建整備もなされることになるので、医療・福祉・商業等の生活支援施設と同様に、学校復興がまちづくりを誘導・牽引

する役割も期待される。このため、まちづくりの議論と同時並行的に計画的な立地選定や、施設の機能等を検討することが重要となる。その意味で今回、3省が連携して学校の復興とまちづくりの連携推進方策等を検討する場が設けられたことは大きな意義があると考えられる。

学校復興とまちづくりの連携は具体的には次の二つが出発点となろう。まず一つには移転整備する学校復興の場所選定を将来の都市・地域構造の検討と一体的に議論することであり、もう一つは学校の作り方として教育以外の機能複合化や建築計画を総合的な観点から検討することである。

このため,理想的には都市の復興計画の作成や復興まちづくり事業の進め方等に 関する検討作業の中で、学校の復興計画(移転再建する場合の立地選定や学校施 設の作り方等)を一緒に議論することが望ましい。

しかし現実には復興計画の具体化や事業進捗には時間がかかり、一方教育環境の復旧整備は急を要することなどから、将来の都市像が定まらない状況で学校の移転先を選定せざるを得ない場合もあろう。しかしそうした場合でも、学校の再建をまちづくりの議論の方向付けや牽引役とすることもあり得るし、場合によっては学校の移転先が先行的に決まった後でも、それを前提に生活支援機能の適切な配置や機能複合化等を改めて検討することで、より早く円滑な都市の復興が進むことも期待できる。

今回調査の対象となった自治体においては既にこうした検討がなされ,学校復興 着々と進捗しつつあると思われるが,一般的には学校復興とまちづくりの連携を 図る上で次のような取り組みが望まれる。

- ① 行政内部において、市長部局と教育委員会部局の情報共有・連携をより一層 密にして、学校復興とまちづくりを持続的に協調して検討・議論する体制を 確立すること
- ② 学校と都市やコミュニティとの相互関係の強化を図るため、慣例にとらわれず幅広く柔軟に議論し、新しい学校施設(公共サービス・生活支援施設との複合化等を含め)の計画・運営に反映させること

上記①に関して被災地の状況を見ると、学校復興計画が教育関係者や PTA 等の学校関係者が中心の場で個別に議論されている事例も見受けられるが、学校を地域共有の社会的インフラとして幅広く総合行政的観点からもしっかり検討がなされるよう、国が積極的に地方公共団体に働きかけることが必要と思われる。

また②に関しては、廃校施設の利活用の事例などをもとに、まちづくりにおける 学校や学校施設の活用策、地域との関係構築の在り方等について先進事例等の調 査を含め一層研究を進めるとともに、地方公共団体に対して必要な情報提供や専 門家による技術的支援等を行うことが望ましい。

こうした取り組みは被災地の復興においてのみならず、全国の都市においても 平常時から「通常業務」的に進めるべきものであり、そうした積み重ねにより将 来不幸にして新たな大災害に見舞われることになった場合でも、その後の復興が 円滑かつ適切に進むことが期待される。

長澤 悟 一般社団法人日本建築学会 (東洋大学理工学部建築学科教授)

子供と書いて「みらい」と読む、未来と書いて「こども」と読む。石巻市の渡波中学校、雄勝地区統合小・中学校の二つの学校施設の復興、建設に関わる機会を得て、地域の方々、校長先生たちと半年間話合いを重ねていて、あるとき思わず出てきた言葉である。

震災復興として、地域の在り方や住宅再建について考えることが重要であることは論を俟たない。思い通りに進まない厳しい状況の中では、辛さも伴うことだろう。それに対して、学校を議論するときは素直に前を向けるように思われる。二つとも検討会の回を重ねるごとに、各委員から心にしまい込まれていた積極的な意見が出されるようになった。目指すものを共有するようになるにつれ、発言者の声が元気になっていった。学校と書いて「きぼう」と読むこともできるのだろう。

#### 1. 建設基本構想検討委員会について

石巻市への学校の復興に関わる支援については、二つの学校の建設基本構想検討委員会(以下、「検討委員会」と言う。)にそれぞれの地域の方々と先生方が参加し、半年間で6回の検討会を行った。その間に教職員意見交換会や児童生徒とのワークショップも開催している。市からは教育委員会事務局、学校施設整備室から計8名、それに震災復興部や総合支所の職員もオブザーバーとして出席した。雄勝地区では統合される4校の各校長、渡波中学校では校長・教頭・事務長が揃って参加し、学校再建にかける学校の想いも強く感じられた。毎回ほぼ皆出席のもと、熱心に議論が進められた。本調査研究会からは小野田泰明東北大学教授と私が派遣され、私が委員長を務めさせていただいた。

検討委員会に参加された方々は震災ですさまじい経験をされている。また, 住宅の再建などの課題を抱える状況は今も続いている。そのような状況の中で 津波被害に遭われた方々の意見は,二つに集約される。

一つは、津波による甚大な被害を受けた経験から、絶対に津波被害に遭わない場所に計画するということである。そのためには、復興計画全体の中での学校の位置づけと、どういう対策がまちづくりと合わせて行われるのかということについて丁寧に説明し、安心して議論に参加できる環境づくりが重要となる。その役割は、震災直後から石巻市復興まちづくり検討会等に参画されている小野田教授に担っていただいた。

すべての施設が失われた状況の中で,学校の復興とまちづくりの連携の重要性が改めて確認されたと言える。調査研究会を通じて,学校づくりにまちづくりの専門家が参加するチャンネルができたことは,津波に対する安全性やまちづくりの方向性を理解しながら議論を進められる点で,大きな意義があった。

もう一つは、スピード感である。それぞれの地区の中心部が壊滅的な被害を受け、現在はばらばらに避難している状況にある。学校をつくって、どれぐらいの子供が戻ってきてくれるか。新しい学校づくりについての積極的な発言のかげに

は不安も見え隠れする。地域の空間の中で子供が育たなければ、将来、地域を支える担い手はいなくなる。学校の再建は急がなければならない。スピード感が重要であることは十分に受け止めながら、課題の積み残しがないように議論を進め、長く使い続けられる学校をつくるための投げかけを行うことも、専門家の役割として重要であった。

#### 2. 基本構想の策定から復興に向けて

検討委員会では、少人数のグループに分かれてのワークショップを織りまぜ、 それぞれの胸に溜まっている想いを十分出し合うようにした。また、施設をつく るためだけの参加ではなく、施設の完成後に始まる本当の学校づくり、地域づく りの担い手として役割、地域の人を呼び集める役割も担っていただきたいという ことで話合いを進めた。

最後に、基本構想報告書をまとめるに当たって、込められた想いがより強く伝わるように、副題を考えることを提案した。それが新しい学校づくりの第一歩になると考えたからである。案をみんなで議論した結果は、渡波中学校が「地域と共に夢のある楽しい学校の創造を目指して」、雄勝地区統合小・中学校が「雄勝プロジェクト未来へ希望の宝箱」となった。期せずして、学校が地域の復興の核であると、お互いが思っていたのだということを確認することになった。これから始まる学校施設計画、学校を核とした地域の復興、それを中心となって支える担い手づくりが、成果となって見える学校づくりが、今後も継続して進んでいくことを願っている。

検討委員会での議論を聞いていて、学校というものは、将来地域が持続できるかという大きな期待の的になっていることを改めて感じさせられた。それぞれの地域で神楽太鼓など伝統芸能の継承には、地域の方々が子供たちと関わってきた。津波は住宅だけでなく、学校の他の公共施設も全て流失させてしまった。その地域に住む人々が従来行っていた文化的な活動など、日常と違う時間を過ごしていた場所がなくなっている。そういうことも視野に入れないと地域の姿が見えてこない。

学校というのは、そもそも、それ自体が複合施設のような性格を持つ。みんなが集まったり、音楽を楽しんだり、運動をしたりできる施設・設備を備えている。そういう視点で捉え直し、学校そのものが地域の中で果たせる役割を考え、従来の建物種別の枠組みを超えて、地域の活動に必要な建物の姿をつくり上げていくことが今後は一層重要となろう。今日、少子化や財政面で公共施設全般に、コンパクトで維持管理がしやすい場のつくり方、運営方法が求められている。その先駆けとなるような施設づくりも目標として投げかけを行った。

#### 3. それぞれの学校計画について

中心部が壊滅的な被害を受け、人々は今もばらばらに避難生活を送っている雄勝地区を、学校復興の話合いに最初に訪れたとき、寄宿舎をつくりたいという要望が出されていると聞いた。最初は、外の子供たちを受け入れ、学校規模の維持にも役立てようとする山村留学のためかと思ったが、そうではなかった。家族は仕事等の都合で他所に住むことになったとしても、子供だけは、この学校に通わせ、将来、地域の担い手になってほしいということだとわかり、地域を持続する切実感を一層強く感じた。スイスの山岳地帯では、全校20名ほどで教員1人というような極小規模校が、地域の協力により各地で運営されていること。将来地域を支える人材を育てるには、地域の中で生きる術と誇りを、子供のときに地域

の自然,環境の中で,地域の人々が関わって伝える。学校はそのための場と考えられており,そういう学校像が一つの目指すものになるのではないかという話を させていただいた。

雄勝地区統合小・中学校は、それぞれの地域(集落)から離れた場所が校地になる。そのため、地域の人が足を運びやすい施設づくりが検討課題となる。学校に隣接して特別養護老人ホームがあり、診療所と保育所の再建も隣接する場所で計画されているため、一帯を有機的に連携させ、年齢を超えて人々が集まる場とする工夫が求められる。ただし、診療所と保育所は、整備時期が学校とずれているので、全体像を常に意識した配置計画と、骨格ができあがるまでの道筋、担い手づくりについて戦略的に進める必要がある。

また,既に統合された学校を含め 5 校合わせても児童生徒 30 数名という小規模の学校であることから,活気のある施設づくりをどうするか,面積資源を活かして子供たちだけでなく,地域の人々の場をどのようにつくるかが計画のポイントとなる。いわば施設ではなく,大きな家と呼べるような計画が期待される。

渡波中学校は、海の近くにあって津波の被害を受けたことから、同じ学区内で一番海から離れた場所に移転して再建されることとなった。新校地の道路を挟んで東側は住宅地であり、その地域にとっては、防災拠点として津波対策がなされた学校が近くにできるということで、安心感が持てる。そういうことを活かしながら、学校と地域との関係を作り上げていくきっかけになるようにすることが重要である。一方、西側は田畑を区画整理して復興住宅地が造られる。そのコミュニティ形成の核となる役割、まちづくりの起点としてシンボル性も期待される。

生徒数は減るが、一定規模は維持される見込みであり、学力向上のための教育目標をしっかり立てるとともに、実績があるスポーツ活動に取り組める充実した施設づくりが、地域の人々からも望まれている。また、地域の伝統芸能を継承する活動の場となることも目標となる。

地域の学校では、地域の方々が関わって子供たちを育てる。そういう視点で 学校を捉え直すと違った面が見えてくる。

前に述べた通り、今回、検討委員会に参加された方々が、施設ができた後も学校支えるコアメンバーになることが期待される。

#### 4. おわりに

石巻市の抱える困難の一つとして、1市6町の合併により、規模が大きいことがある。例えば雄勝地区は、市役所から車で1時間の距離にある。今も旧町のまとまりは強く、それぞれに想いがある。今回の学校復興では、その想いを受け止め、各地域の核となる学校づくりが目標とされる。同時にまた、今回の基本構想づくりのプロセスは、石巻市としてのまちづくり、学校づくりへの理解を高め、想いを共有する機会ともなったのではないかと思われる。

また,石巻市ではこれまで入札により設計者を決定していたが,難しい課題に対する検討が必要となる設計であることから,プロポーザル方式で設計者を選ぶことを提案し,実施されることになった。本調査研究会の支援があったことにより,新たな一歩を踏み出すことが可能になったと思われる。

設計者が決まったところで、今後更にどのような支援ができるか、また、本調査研究会が石巻市に対して行った支援を、他の被災自治体が共有できるようにするにはどのようにすればよいか、今後の課題と言えよう。

葉養正明

埼玉学園大学人間学部教授, 国立教育政策研究所名誉所員

### ○「学校の復興とまちづくり」研究会の意義

かなり揺れた霞ヶ関合同庁舎の6階で東日本大震災の発生を知り,早速被害の全体状況や学校の再会に向けての被災校や教育委員会の取組状況の把握に取りかかることになった。当時の国立教育政策研究所長のリーダーシップで,海外からも有識者をまねていて公開シンポジウムが開催されたのもそのひとつである。シンポジウムの取りまとめは書物として公刊され,さらに,岩手県宮古市の震災の記録と東日本大震災被災地の記録とをそれぞれ書物としてまとめ,震災の記録が3冊の本となって残された。

さらに、情報学研究所の技術支援を受け、国立教育政策研究所(以下、「国研」と言う。)のホームページの中に防災、震災復興などに関連する過年度の日本各地の取組やマスコミ報道などをアップするコーナーが設けられた。過年度も含め、これまでの各地の知恵を提供する趣旨に基づく。

その他,国研の文教施設研究センターは海外の震災復興などに関連する国際シンポジウムを度々開催してきたほか,このたびの「学校の復興とまちづく」研究会の立ち上げや運営に積極的に関わってきた。

国研としての機関研究の中心は特定のテーマを設定してのプロジェクト研究にあるが、教育研究が核になっていることもあり、社会事象に即座に対応する研究体制構築は必ずしもたやすくはない。研究部は教育政策・評価研究部、生涯学習研究部、初等中等教育研究部、高等教育研究部等の縦割り構造になっており、研究部横断的な研究体制は組みにくい点がある。その点で、所内に我が国社会全体の強い関心事となった東日本大震災からの教育復興をテーマとした研究会が組織されたのは、画期的なことであった。

しかし、研究会が終了すると、継続的にこのテーマにかかわるには、研究官個人の関心、動機付けがベースになり、研究費についても、科研費などの活用を進めるほかには手立てがない。その点で、このたびの研究会のように、被災地の求めに応じ専門家を派遣し、教育復興に貢献するというのは画期的で、予算の組み立て方を含め、国研の今後の課題なのだと思う。

#### ○自然減, 社会減, 被災の三重苦の中の教育復興

各種データで明らかになっているように、東日本大震災被災地の自然減、社会減は、地域差はあるものの、日本全体、あるいは、東北の内陸部よりも大きいのが過年度の趨勢になってきた。東日本沿岸部自治体では、就学人口の落ちこみが長期的に進行しており、小中学校の統廃合はほとんどの自治体の政策動向になってきた。そこに、発生したのが大震災であり、岩手県で見れば、田野畑村、宮古市田老、鍬ヶ崎、津軽石、重茂地区、大槌町、大船渡市、陸前高田市、釜石市などでは、学校統廃合と学校復興とが抱き合わせに進行している。福島県沿岸部の場合には、さらに、問題が複雑である。

地域社会学,教育社会学,教育行政学等々の領域では,小中学校が地域核であることは基本認識となっているが,子供人口の従来からの落ちこみが大きい現実の中では,地域経済の再建策,まちづくりなどと絡めた学校の持続策が大きな課題である。

### ○子供のキャリア・パスへの震災の影響と学校開発の視点

ところで、教育研究の側からすると、この震災で子供の生活と学習にどのような影響が及んだか、被災地の復興を展望しながらの地域核としての学校づくりをどう進めるか、などに強い関心を抱く。現段階では、前者に関しても体系的なデータ収集が十分ではない、というのが正直なところだが、たまたま、平成19年宮古市の中学生558名を対象に実施した調査があり、子供の学校での生活や学習については質問項目をだぶらせて平成25年11月に調査を実施(1,554名対象)している。

設問は、①生徒と教師の関係、②生徒の学習態度、③学校や行事の運営、④学校の安全、施設の整備、⑤生徒同士の関係、⑥学校と地域の関係、⑦この学校が好きですか、の7本からなる。

総括すると、平成 19 年に比して 25 年の生徒の肯定的な回答は増加している。「先生は、この学校や生徒のことを大事にしている」は、平成 19 年の 44.2%から、25 年には 83.4%に跳ね上がっている。学校に対する総括的な意識である「この学校が好きですか」についても、平成 19 年の 36.7%から 57.7%に増加している。

このデータをどう読むか,については、今後の分析が必要であるが、宮古市の場合、生徒の対学校、対教師意識は好転している、というのは、懸命に子供の生活と学習の環境を整えようとしてきた学校や地域、行政にとっては、安堵できるデータになっている。

しかし、厳しい被災となった地区の中学校の生徒意識を見ると、他の側面も見えてくる。自尊感情が相対的に(他校よりも)低いことや将来のキャリア・パスへの不安が大きいなどである。この学校の生徒については、仮設住宅とみなし仮設住宅居住者が約30%に及ぶ。

東日本の沿岸部の短大卒以上の住民割合は、もともと内陸部より低い。また、 内陸部であっても、日本全体に比すると相対的には低い。宮城県のある被災地の 全国一斉学力調査結果を見ると全国平均よりおしなべて低い結果となっている。

まちづくりを通じて、子供の生活の基盤を整え、学習の環境を整備する課題に、学校の将来ビジョンの抱き方、学校の設計の在り方をどうするか、という問題をどう絡めるか。震災復興を梃子にした地域核としての学校の再建に際して、「新しい学び」への視線、中長期的な我が国全体の人口減下の学習拠点の持続の有り様の設計などの問題にどう取り組むかが問われているように思う。

以上の問題を解くには、子供のキャリア・パスの追跡データなども収集してい く必要がある。

### ○本研究会の課題の継続

日本建築学会や都市計画学会等に加え,3省が参加するという極めて意義深い研究会も,間もなく終わることになる。

しかし、この東日本大震災でも、あるいは、今後発生が予測される震災でも、 学校の復興にまちづくりを絡めるという視点は欠如するわけにはいかない。その 点で、この取り組みが何らかの形で今後も継続され、我が国の将来に備える、こ とができればと願う。

なお、福島沿岸部の自治体の小中学校再建問題は一層厳しい点があり、地域住民の暮らしを支える場所の設け方から出発して、新たな地域核としての小中学校の置き場所や設計の有様などがいまだ解決していない。本研究会をきっかけにした取り組みが今後に活かされるとよいと思う。

### 学校とコミュニティの連動復興について

渡会清治 日本都市計画家協会 副会長 (株式会社アールトゥ計画事務所代表)

#### 1. この震災で再認識したこと

このたびの大震災とその後の復興の過程で改めて再認識した点が幾つかある。その一は、こうした非常時に役に立つのは常日頃使い慣れた、使いこなしているツール(場・施設、法制度や事業手法、組織・体制等々)であること、第二として、立ち直りの早かった地域は結束力やリーダーシップなどを含めたコミュニティとしての力の高い地域であると言うことである。すなわち、コミュニティの力、求心力の強い集落程度の単位で、一般的な事業手法を用いて丁寧に地元での合意形成を重ねてきたところほど復興の歩みが早い、ということである。一方、地域の避難場所として住民から最も頼りにされる学校施設の多くが津波被災にあっており、学校の立地選定や防災性能など大きな課題を突きつけている。この点から見ると、今回のテーマの柱の一つである「学校と公益施設を連携させて地域コミュニティの拠点機能強化」こそは、今後の防災まちづくりの最重要課題の一つと断言できる。

#### 2. 地域社会の核的構造の中心にある学校同窓

地方の中小都市では小中学校は地域コミュニティの核であり精神的な大きなよりどころとなっている場合が多い。元々、旧村レベルのまとまりと明治期の小学校区は重なるため、拡大市街地部を除けば大半の集落部においては小中学校(の同窓)が、長い間地域のまとまりの基礎的レイヤーとして機能している。そして、今回大きな津波被害を受けた三陸沿海部の大半もそうした地域である。

例えば、今回視察に赴いた大船渡市の越喜来小学校で言えば、明治期に現在の越喜来地区を構成する浦浜・崎浜・甫嶺の各浜に各々小学校が設けられ、名称変更などはあったものの、今回の震災まで、それぞれの浜集落のまとまりを学区として毎年卒業生を送り出してきた。そして、地域の様々な組織、例えば消防団、青年団、自治会、漁協、農協、商工会、婦人会、公民館活動等々のメンバーは殆どが同窓の集まりでもある。震災後の復興に向けた活動の中核として、こうした小学校同窓を基盤とした何層にも渡る地元組織が大きく寄与していることは、移転居住者の多い都市近郊部と極めて対照的である。

# 3. 使い慣れた場所をコミュニティの核に

また、地方中小都市では多くの場合、学校・グラウンドなどは地域の人にとって最もなじみの深い場所であり、常日頃からよく使う、使い慣れた施設である。学校までのアクセスは誰でも頭に入っており、立地の安全性と学校施設等の安全性が確保されていれば避難場所としても最適である。こうした施設は実態として地域の活動に活用はされているのだが、しかし、施設環境自体は学校施設そのものであって、コミュニティ機能の併設は殆どされていないのが実態であろう。

今回の大震災やこれまでの多くの災害時に、学校施設、特に体育館は避難所等として活用されてきている。また多くの学校では体育館の夜間一般開放を行っており、コミュニティ活用に一定の実績を持っている。こうしたコミュニティ活用の実績を更に拡大し、学校とコミュニティ機能の臨併設や複合化などを行うことができれば、被災後のコミュニティ再生を後押しする強力なツールとなることが期待できる。

#### 4. 連動復興の難しさ

今回の被災後,3省連携による「学校の復興とまちづくり」として,こうした背景を踏まえて学校施設と公共公益施設との複合化を掲げたこと自体は非常に大きな成果であっといえるが,一方で壊滅的な被害を受けた状況において,市街地の復興計画を組み立てるだけでも大変混乱していた状況下で,これも重要な学校施設の復興を連動させるのは,被災後1年の状況からみて,実態としてはなかなか難しいことだったと推測できる。特に,要請された学校復興とコミュニティ復興のスピードが大きく異なることと,復興の手法も主体・関係者も大きく異なることなどが大きな要因と考えられる。

連動復興を考える場合,重要な要素は、学校復興とコミュニティ復興の各々のプログラムの関係性をいかに組み立てるかにある。元々この二つは異なるのが常であり、今回の場合で言えば、学校再開に関しては、被災後2年を経過した平成24年度末現在で93%の学校が復旧事業を完了させている。一方で市街地の復旧はこの時点では基盤整備の事業計画を確定させる段階であり、被災者の大半は依然として避難生活を送っている状況にあった。このように、学校復旧と市街地復興のスピードは全く異なるのが実態であり、学校復興は概ねスケジュール通りに進められるが、コミュニティ復興を支える市街地復興はなかなか時間の読めない難物である。したがって、この時間軸の異なる二つの事業を俯瞰的にコーディネイトする仕組みと体制を組むことが必要となるが、こうしたことは平常時においてまちづくりと学校教育との連携を積み重ねて初めて非常時に有効に機能するものでる。

一般的に、平常時において学校教育を担う教育委員会と市街地整備やまちづくりを担う 部門との交流は少ないと言われているが、今回の教訓をふまえて今後は両者の連携連動を より強めていくことが非常に重要な課題と思われる。

### 5. 今後に向けて

今回の復興の過程では改めて地域コミュニティの役割が問われたが、今回の試みのポイントである「学校機能のコミュニティ化」は今後のまちづくりにおいても重要な試みと考えられる。財政の問題などもあり行政が地域の公的機能総体を担う時代から、共助を柱とする各々の地域≒コミュニティが一定の役割をカバーする時代に入りつつある。そうしたコミュニティの機能を維持し、新たな可能性をひらいていく上で、地域の中核的な場としての「学校機能+コミュニティ施設機能」を構築していくことは非常に重要なプロジェクトと考えられる。

この「学校+コミュニティ施設」を具体化する上で重要なことは、第一に平常時にこうした事業を各県レベルでモデル的に実施し、教育セクションとまちづくりセクションのコラボレーションの実績を積み上げ、事業化プログラムに関する経験知を深めていくことがあげられる。第二にこの場・施設はつくって終わりではなく活用することが目的であり、構想・計画を検討する時点から、整備サイドに加え活用・運営サイド=地元が加わり、防災力を含む地域力を高める仕組みをつくることが非常に重要なことだと思われる。

特に、今回の震災を契機として各地で試みられている「事前復興の取り組み」や「防災まちづくりの活動」では、多くの場合避難所となる学校施設や学校ネットワークを活用しつつワークショップや避難訓練などを行い、コミュニティレベルでの防災力の向上に向けた活動を積み重ねている。現状では、こうした場に教育関係者が参加している例は少ないと思われるが、今後は様々な立場の関係者が参加することで、コミュニティレベルでの防災力をより高めていくことが重要になると思われる。

こうした活動の経験知を積み重ねつつ、予想される首都直下や南海トラフ地震のような 大規模災害対策として、また日常的な地域防災力を高めるため「学校と公益施設を連携さ せて地域コミュニティの拠点機能を強化する」プロジェクトを積極的に進めるべきである と考える。

# 戦後の復興に比べ難しい東日本大震災からの復興

和田 章 一般社団法人日本建築学会 元会長 (東京工業大学名誉教授)

詩人で弁護士の中村稔は2011年8月4日の日本経済新聞にインタビューに応えて,第二次世界大戦に敗戦した日本の復興とこのたびの東日本大震災からの復興の違いについて述べている。前者は日本全体が大変な状況にあり、国民全員がより良い国へと頑張った。しかし、このたびの大震災は広域とはいっても限られたところで起きたことであり、同じ日本でも被災地から遠いところでは、今まで通りの生活をしていることを考えなければならず、難しいことが多いといわれている。

学校の問題を考えるとき、小生は戦後すぐの生まれであり、通っていた杉並の小学校は、近くの小学校が焼けてしまっていたために、二つの小学校が一つの校舎で学ぶという状況であり、体育館をベニアの壁で仕切った天井のない教室に通った。4年生の頃には鉄筋コンクリート造の校舎が完成し、25mプールも造られた。ただ、小学校の暖房は1つの教室に1つのだるまストーブであったし、夏の冷房は大学院を出るまでなかった。小学校では進級する毎に写真を撮り、手元に残っているが、服装は貧しくつぎはぎの当たった服を着ることは普通であった。ただ、このような中で学んだことが辛いなどと感じたことは一度もない。先生方は、戦争のない自由で元気な国を作ろうと、真剣に教えてくれた。

東日本大震災は天災といえるほど厳しい災害であったが、明治や昭和の津波が襲ったところであり、千年以上前にも大きな津波に襲われたところである。自然は人間の都合など聞き入れず、同じことを繰り返して起こすのであり、海から近いところに子供たちの通う小中学校を建ててきてしまったことを反省しなければならない。人々の安全な生活、安心して暮らせる毎日を目指して、建築の耐震問題を解決しようとしてきたが、ほとんどの研究者・技術者が揺れのことばかりに気をとられ、大津波のことを問題にしてこなかった。この仲間の一人として、自分自身の不甲斐なさを強く感じる。

重要な問題は、この研究会で取り組まれているように、被災地に住み、暮らしている子供と親の生活であり、子供たちが学ぶ場と遊ぶ場を早く再建しなければならない。このとき、戦後のように日本中の子供たちが貧しい中で学んでいたのとは異なることに注視しなければならない。被災地で学ぶ子供たちは、被災地ではないところで育つ子供たちと同じ条件で、将来の大学入試・就職活動の中で戦わねばならない。親の気持ちとしては、勉強に遅れがあってはならないと考えるであろう。関係者は全員、子供たちの勉強や成績のこと、学校の環境、多くのことをきちんとしてあげたいと思っているに違いない。

全国一のすばらしい教員を集めて、最高の教育をしてほしいと願う。ただ、このような厳しい中で、まちや村の復興を目にしながら、大きく育っていくことのすばらしさ、簡単には得られない貴重な経験、これらは被災地から遠くにいて、何事もなく毎日暮らしている子供たちには経験できないことであり、長い人生において宝になるようにも思う。

2011年4月に臨時の校舎の中学校・高等学校に入学した少年少女は、本設の校舎に一度も 入ることができずに2014年の春に卒業した。卒業生はキラキラする眼をしている。教育は校 舎や校庭だけの問題ではないことが分かる。まちや村が復興し、学校が安全なところに再建 され、昔の賑やかなまちや村に戻ることを心より期待する。我々の責務として、これから千 年・二千年、この地に暮らす人々が同じ災害に遭わないようにしなければならない。



国立教育政策研究所文教施設研究センター 〒100-8951 東京都千代田区霞が関 3-2-2 電話:03-6733-6992 FAX:03-6733-6966